

松本市自殺予防対策推進協議会
令和7年7月30日(水)
松本市大手公民館大会議室

令和7年度 松本市自殺予防対策推進協議会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 役員選出

6 議 事

(1) 報告事項

ア 第3期松本市自殺予防対策推進計画の概要……………資料 1

イ 自殺の現状と自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」実績報告……………資料 2

ウ 自殺予防対策関連事業報告

(ア) 松本市自殺予防対策推進協議会各団体……………資料 3

(イ) 松本市庁内連絡会議各課【課別】【計画順】……………資料 4

(2) 協議事項

ア 令和7年度松本市自殺予防対策事業について……………資料 5

イ 20歳代(若者)への自殺予防対策について

7 その他

8 閉 会

令和7年度 松本市自殺予防対策推進協議会委員名簿

	分 野	氏 名	団体・機関等での役職等
1	医療関係	鷲 塚 伸 介	信州大学医学部
2		上 條 壽 一	松本市医師会
3		吉 澤 貴 代 美	松本薬剤師会
4		小 林 由 利 子	松本保健福祉事務所
5		鶴 巻 雄 介	長野県精神保健福祉士協会
6		二 村 勝 彦	松本広域消防局
7		石 井 絹 子	長野県看護協会
8	教育関係	林 淳 子	松本市校長会
9		小 林 珠 美	松本市PTA連合会
10	法律関係	西 村 誠	長野県弁護士会松本在住弁護士会
11		土 橋 秀 俊	長野県司法書士会松本支部
12	労働・就労関係	鎌 倉 博 史	松本労働基準監督署
13		湯 澤 速 美	松本公共職業安定所
14		伊 藤 義 行	長野県若年者就業サポートセンター (ジョブカフェ信州)
15		下 里 和 彦	松本地区労働者福祉協議会
16	経済関係	岩 垂 学	松本商工会議所
17		瀧 澤 修 一	長野県消費生活センター
18	相談関係	島 津 晃	社会福祉法人長野いのちの電話
19	地域関係	赤 羽 清 栄	松本市町会連合会
20		大 輪 百 合 子	松本市町内公民館館長会
21		深 澤 和 歌 子	松本人権擁護委員協議会
22		北 野 憲 雄	松本市民生委員・児童委員協議会
23		石 川 孝 子	松本市高齢者クラブ連合会
24	行政関係	横 井 秀 典	長野県松本警察署
25		和 田 英 子	長野県松本児童相談所
26		加 藤 政 彦	松本市社会福祉協議会
オブザーバー		竹 内 美 帆	長野県精神保健福祉センター

R7年度 松本市自殺予防対策庁内連絡会議(2室16課)

部	関係課
総合戦略局	総合戦略室
	秘書広報室
住民自治局	地域づくり支援課
	市民相談課
	人権共生課
総務部	人事課
こども若者部	こども育成課
	こども福祉課
	若者参画課
産業振興部	商工課
教育委員会	学校教育課
	生涯学習課
健康福祉部	福祉政策課
	障がい福祉課
	生活福祉課
	高齢福祉課
	保健予防課(事務局)
	健康づくり課(事務局)

R7年度 自殺予防対策庁内サポートチーム担当課(14課)

部	担 当 課
住民自治局	市民相談課
	人権共生課
こども若者部	こども育成課
	こども福祉課
	若者参画課
産業振興部	商工課
教育委員会	学校教育課
	生涯学習課
健康福祉部	福祉政策課
	障がい福祉課
	生活福祉課
	高齢福祉課
	保健予防課
	健康づくり課

○松本市自殺予防対策推進協議会設置要綱

平成21年11月4日

告示第591号

(目的)

第1条 この要綱は、自殺予防対策事業の推進を図るため、松本市自殺予防対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺予防対策推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関する調査及び分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月10日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第153号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第101号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

松本市自殺予防対策推進協議会及び庁内会議の取組み

自殺予防対策を推進するため、庁内の関係部署からなる松本市自殺予防対策庁内調整会議、松本市自殺予防対策庁内連絡会議並びに「教育・啓発」、「医療」及び「相談・支援」の三つの部会を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「松本市自殺予防対策推進協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組みを推進します。

松本市自殺予防対策推進協議会 <26団体>

- ・松本市自殺予防対策推進計画の協議、実施及び見直し
- ・年度別事業計画の協議及び実施
- ・構成機関との連携及び調整



松本市自殺予防対策庁内調整会議 <2局5部>

- ・松本市自殺予防対策推進計画の協議、実施及び見直し
- ・年度別事業計画の協議及び実施

松本市自殺予防対策庁内連絡会議 <2室 16 課>

- ・松本市自殺予防対策推進計画の協議、実施及び見直し
- ・年度別事業計画(案)の策定
- ・庁内サポート体制の運営及び強化
- ・各課相談窓口の設置
- ・各課事業実施

幹事会

担当者会



教育・啓発部会

総合戦略室 秘書広報室
地域づくり支援課 人事課
福祉政策課 商工課
学校教育課 生涯学習課
青少年ホーム
健康づくり課

- ◆ 教育・啓発
- ◆ 人材養成
- ◆ まちづくりの支援

医療部会

こども福祉課
障がい福祉課
生活福祉課
高齢福祉課
保健予防課
健康づくり課

- ◆ 行政と関係機関とのネットワーク構築
- ◆ 医療機関との連携

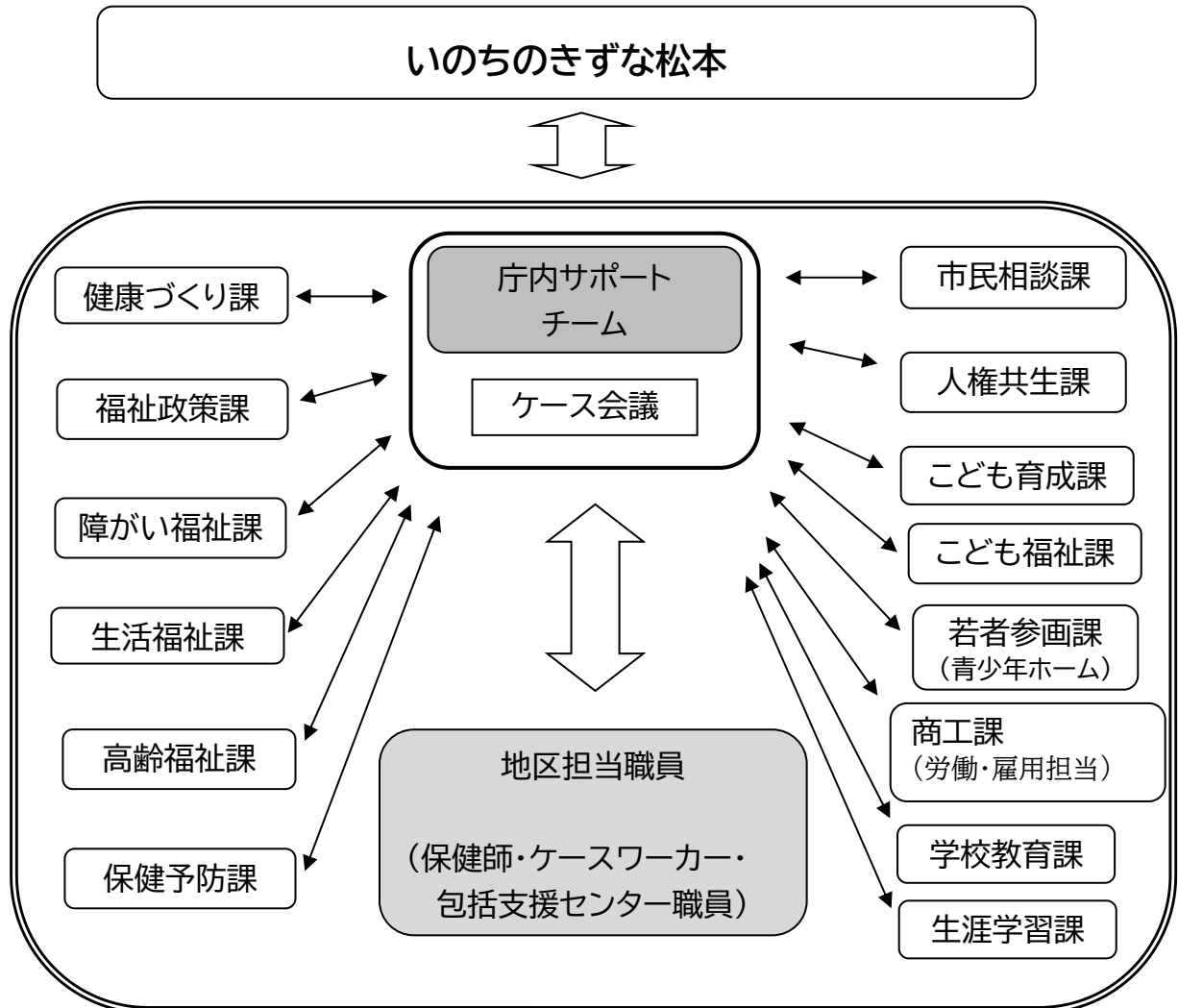
相談・支援部会

人権共生課 市民相談課
こども育成課 こども福祉課
商工課 学校教育課
青少年ホーム 福祉政策課
障がい福祉課 生活福祉課
高齢福祉課 保健予防課
健康づくり課

- ◆ 相談・支援窓口の明確化
- ◆ 各課の連携体制強化

庁内サポートチームの体制

第3期松本市自殺予防対策推進計画に基づき自殺予防専用相談等において、相談内容が複雑で、また、迅速な対応が必要な場合等に対応するため、庁内サポートチームを組織し、全庁挙げて対応しています。



< 庁内サポートチーム関係課 >

市民相談課、人権共生課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、高齢福祉課、保健予防課、こども育成課、こども福祉課、若者参画課(青少年ホーム)、商工課(労働・雇用担当)、学校教育課、生涯学習課、健康づくり課(事務局)

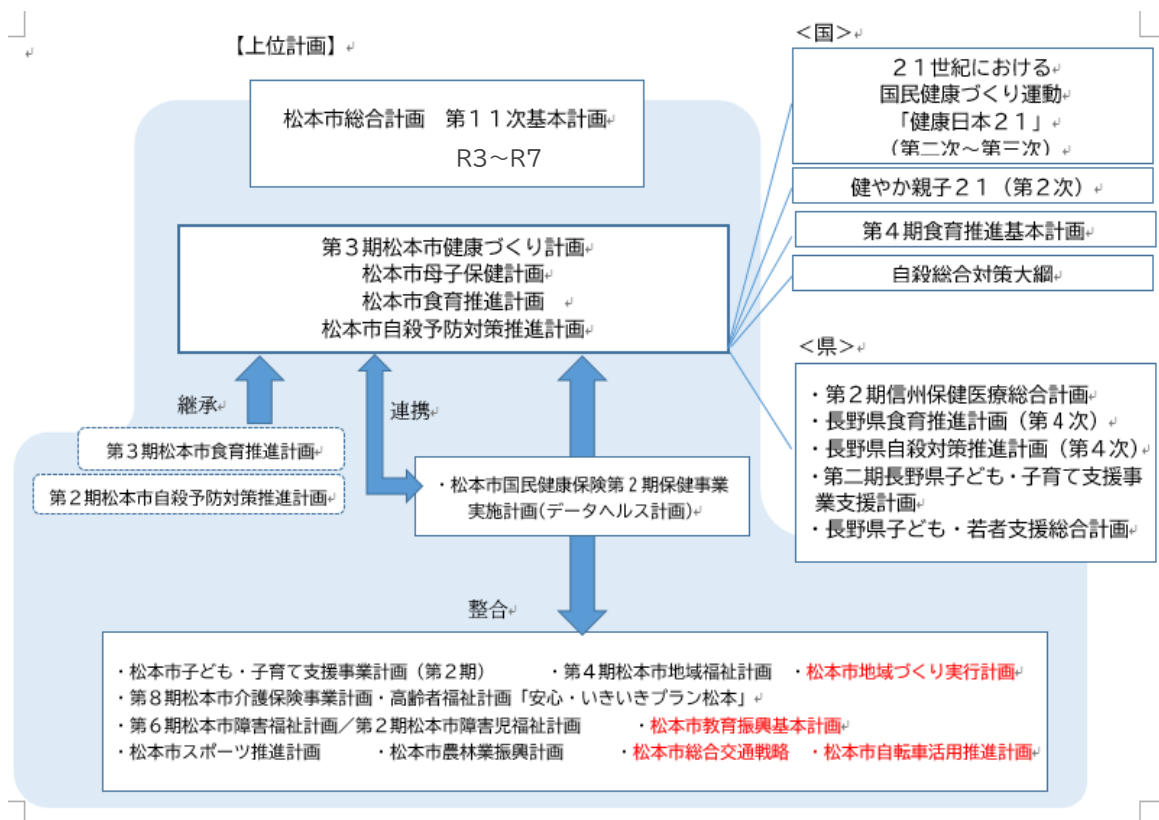
(報告事項)

第3期松本市自殺予防対策推進計画の概要

1 自殺予防対策推進計画の位置づけ

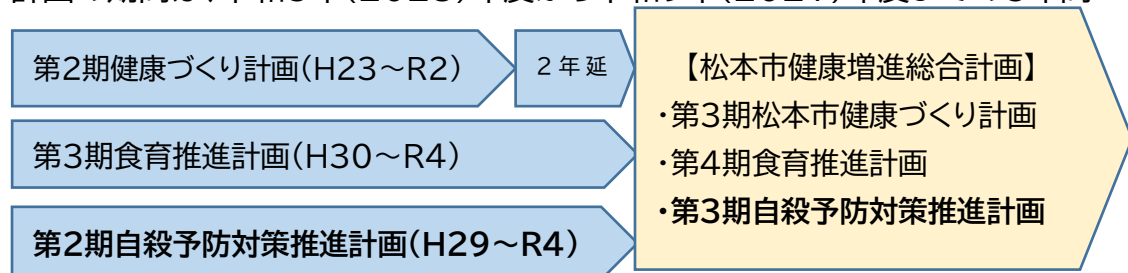
松本市では、平成30年に「第2期松本市自殺予防対策推進計画」を策定し、包括的に取り組みを進めてきました。また、様々な健康課題に対して、健康づくり計画等を策定して健康施策を推進してきましたが、より総合的かつ効果的に展開するため、令和4年度に「第3期松本市自殺予防対策推進計画」のほか、「第3期松本市健康づくり計画」「第4期松本市食育推進計画」を一体的に取りまとめ、「松本市健康増進総合計画」を策定しました。

第3期松本市自殺予防対策推進計画は、松本市総合計画の基本施策である「切れ目ない健康づくりの推進」の実現に向けた本市の自殺予防対策の基本となる計画に位置付けられます。



2 計画期間

計画の期間は、令和5年(2023)年度から令和9年(2027)年度までの5年間



3 自殺予防対策の経過

(1) 国の動き

- ・平成 18 年「自殺対策基本法」制定
- ・平成 28 年「自殺対策基本法」改正
- ・平成 29 年7月「自殺総合対策大綱」が閣議決定

(2) 市の取り組み

- ・平成21年度「松本市自殺予防対策推進協議会」「松本市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置
- ・平成22年10月に自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を開設
- ・平成22年度「第1期松本市自殺予防対策推進計画」策定
- ・平成29年度「第2期松本市自殺予防対策推進計画」策定
- ・令和 4 年度「第3期松本市自殺予防対策推進計画」策定

4 現状と課題

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた自殺者数・自殺死亡率の増加



- ・健康問題を始め、経済・生活問題、勤務問題等、幅広い生活面での困りごとを支える対策と包括的相談体制が必要
- ・支援を必要としている人が、適切な支援策に係る情報を得ることができるよう、ICTを活用した情報の集約と積極的な発信が必要
- ・悩みを抱えた人が孤立しないように、身近な人の悩み、こころの危険信号に気づき、必要な見守りができる人材の育成が必要

(2) 40 歳代から 50 歳代の働き盛り世代で、自殺者数が多く、自殺死亡率が高い。



- ・経営者及び企業・事業所の働き盛り世代に向け、こころの健康づくりについて普及啓発活動を行うなどメンタルヘルス対策の推進が必要

(3) 20 歳未満の自殺死亡率が全国と比較して高い。



- ・生きづらさを抱える子ども・若者等を支える対策、自己肯定感を高める関わり・環境づくりが必要
- ・児童生徒の援助希求力を高めるような取組みを継続的に実施することが必要

5 目指す姿

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

6 目標

新たな「自殺総合対策大綱」で、令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる目標設定がされた。

	自殺死亡率(平成 27 年)	目標値
国	18.5	令和 8 年 13.0 以下
県	18.2	令和 9 年 12.2 以下
松本市	18.1	令和 9 年 12.2 以下

(2) 展開図



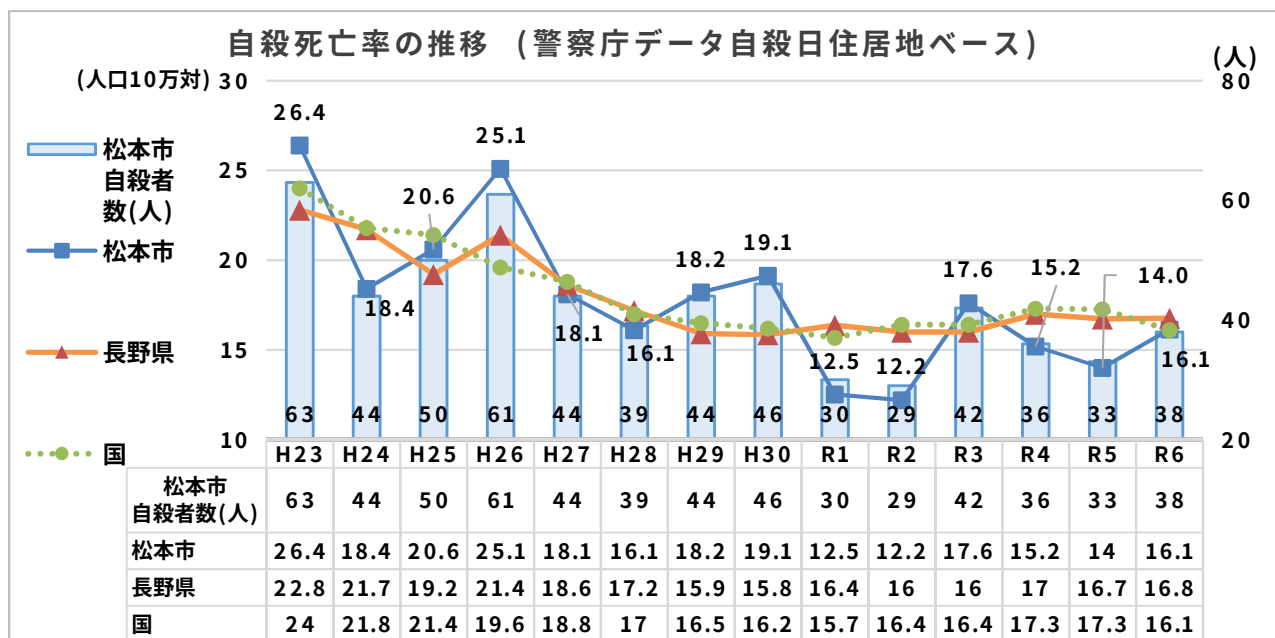
自殺の現状について

1 自殺者数（警察庁統計は自殺日・居住地ベース）（自殺率：人口10万対）

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		人数	自殺率	人数	自殺率	人数	自殺率	人数	自殺率	人数	自殺率
市	警察庁統計	29 (男19 女10)	12.1	42 (男33 女9)	17.6	36 (男25 女11)	15.2	33 (男22 女11)	14	38 (男30 女8)	16.1
	人口動態統計	29	—	41	—	32	—	33	—	—	—
県	警察庁統計	344	16	331	16	349	16	342	16.7	340	16.7
	人口動態統計	352	—	325	—	343	—	347	—	—	—
国	警察庁統計	20,907	16.4	20,820	16.4	21,723	17.3	21,657	17.3	20,117	16.1
	人口動態統計	20,243	—	20,291	—	21,252	—	21,037	—	—	—

<警察庁統計と人口動態統計の数値の違い>

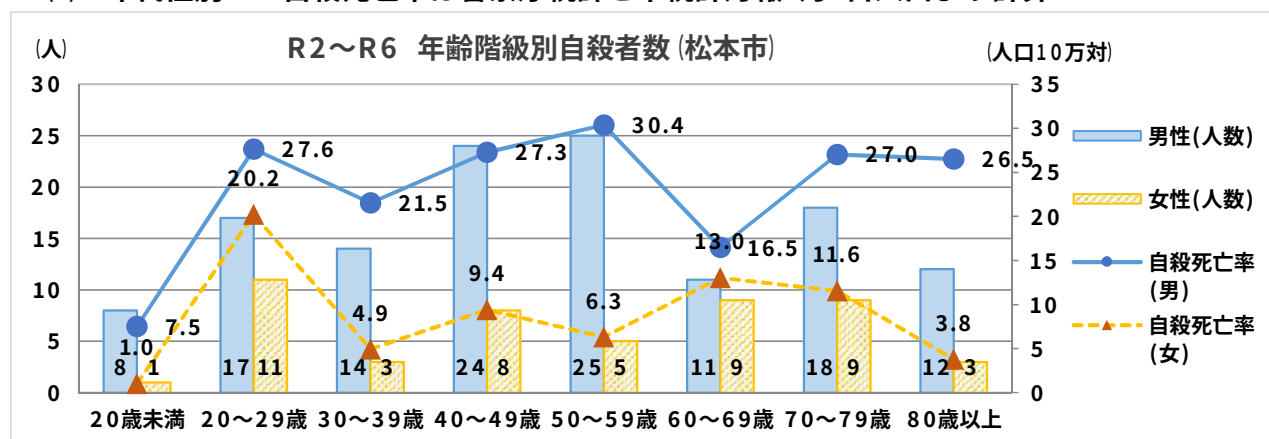
- 警察庁統計では、総人口（日本における外国人も含む）を対象としているのに対し、人口動態統計は日本における日本人を対象としている。
- 警察庁統計では、死体発見時以降の調査によって自殺と判明した時は、その時点で計上。人口動態統計は、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は「自殺以外」で処理。死亡診断書等の作成者から訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。



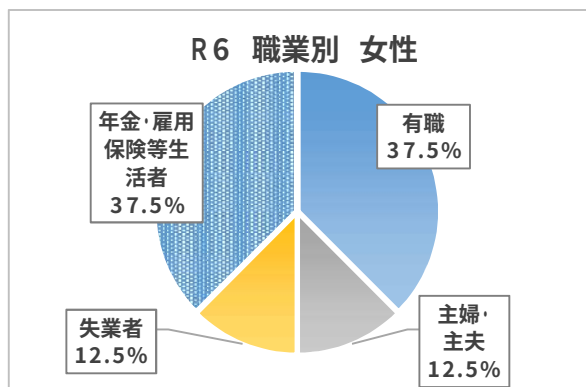
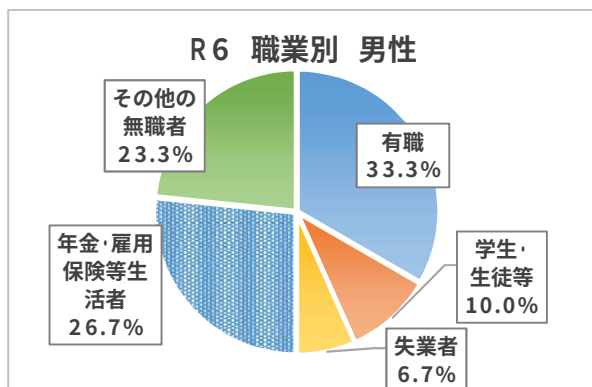
2 令和2年～令和6年の松本市自殺者の実態（警察庁統計より）

(1) 総数：178人（男性：129人 女性：49人）

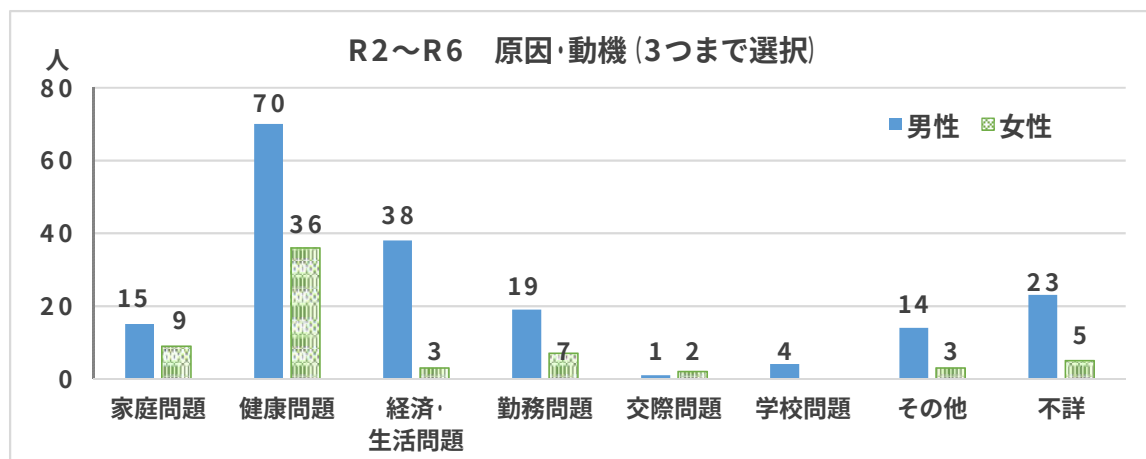
(2) 年代性別 ※自殺死亡率は警察庁統計と市統計月報1月1日人口より計算



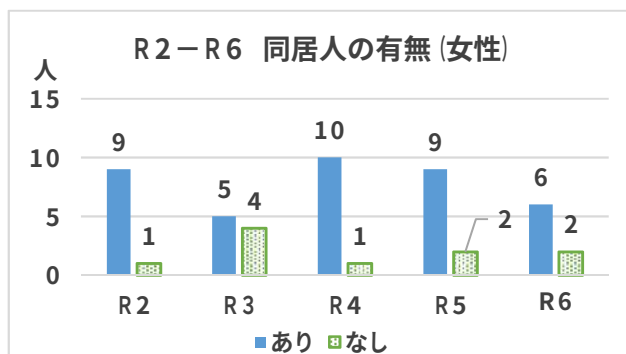
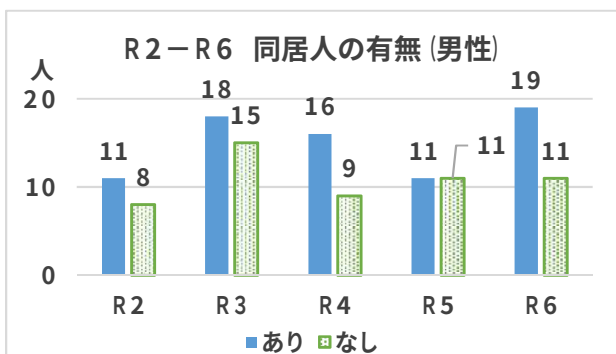
(3) 職業別



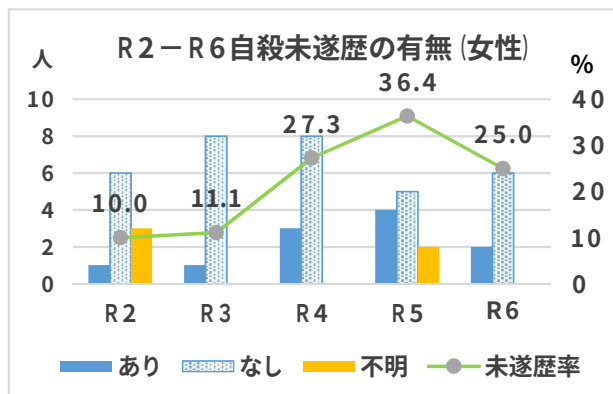
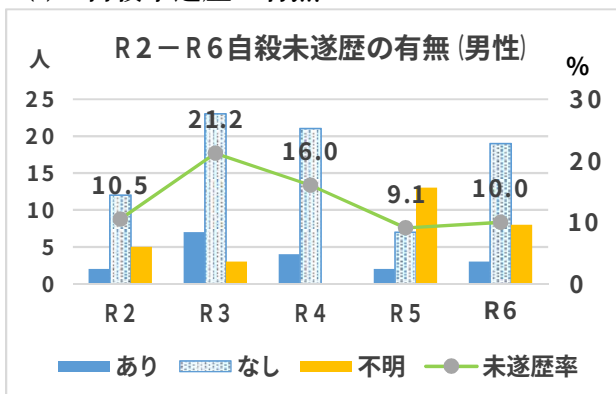
(4) 原因動機別



(5) 同居人の有無



(6) 自殺未遂歴の有無



資料2-2

令和6年度 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の実績

1 開催日数及び相談人数

	相談日数(日)	実人数(人)	延べ人数(人)	1日当たり(人)
R2年度	243	95	1,033	4.3
R3年度	242	83	1,462	6.0
R4年度	244	124	1,656	6.8
R5年度	244	109	1,742	7.1
R6年度	245	100	1,412	5.8

2 年代性別(実人数)

(人)

	～10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代～		不明			合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	不明	男性	女性	不明
R2年度	2	5	5	5	3	5	14	15	5	8	7	3	1	9	1	6	1	38	56	1
R3年度	1	2	6	9	6	7	6	14	11	10	5	2	0	2	1	1	0	36	47	0
R4年度	2	5	9	12	5	10	8	14	17	17	5	5	1	7	1	6	0	48	76	0
R5年度	2	6	5	14	7	20	6	10	10	13	3	5	1	5	1	1	0	35	74	0
R6年度	2	4	4	7	5	13	3	10	9	15	4	8	7	6	0	3	0	34	66	0

3 相談方法(延べ人数)

(人)

	電話	来所	合計
R2年度	1,020	13	1,033
R3年度	1,443	19	1,462
R4年度	1,639	17	1,656
R5年度	1,729	13	1,742
R6年度	1,400	12	1,412

4 相談者(延べ人数)

(人)

	本人	家族	関係機関	その他	合計
R2年度	1,014	13	2	4	1,033
R3年度	1,453	8	0	1	1,462
R4年度	1,636	17	0	3	1,656
R5年度	1,736	5	0	1	1,742
R6年度	1,404	5	0	3	1,412

5 相談内容(実人数、複数選択)

(人)

	家族	健康	経済・生活	職場・仕事	男女・夫婦	学校	近所	その他	合計
R2年度	29	41	24	22	11	4	2	17	
R3年度	21	32	13	15	9	1	0	11	
R4年度	28	49	20	33	11	5	2	24	
R5年度	26	44	21	15	7	8	2	20	
R6年度	26	47	15	12	2	3	4	26	

6 通院状況(実人数)

(人)

	精神科・心療内科	内科	なし	不明	合計
R2年度	36	7	22	30	95
R3年度	37	2	8	36	83
R4年度	59	4	16	45	124
R5年度	47	10	17	35	109
R6年度	50	15	16	19	100

7 相談背景(実人数)

(人)

	自殺念慮あり	自殺企図あり	自死遺族
R2年度	43	8	1
R3年度	26	4	0
R4年度	43	11	1
R5年度	45	5	1
R6年度	41	5	1

8 相談を通じ直接支援に結びついた人数(実人数)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
[保健事業分野]					
保健師訪問・相談	3	7	2	5	1
専門相談	0	0	2	1	0
[庁内保健事業以外の分野]					
介護・福祉関係	0	0	0	3	0
生活保護関係	0	1	1	2	1
生活就労支援	3	0	1	3	1
労働関係	0	0	0	0	0
債務関係	0	1	0	0	0
その他	8	3	1	2	1
[庁外の機関]					
専門相談等	1	3	1	1	0
専門医療機関	5	0	0	0	0
合計	20	15	8	17	4

9 相談結果

(人)

	傾聴	庁内の各種 相談への 連絡・紹介	医療機関 紹介	地区担当 職員へ連絡	継続相談 (電話・来所)	その他
R2年度	78	21	9	7	32	10
R3年度	74	5	1	7	12	19
R4年度	110	10	13	9	38	17
R5年度	99	22	19	6	25	10
R6年度	82	17	15	6	24	14

複数選択あり

自殺予防対策関連事業報告
松本市自殺予防対策推進協議会各団体

〔松本市医師会〕

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
働く人々の健康を守るシンポジウムの開催	シンポジウムの開催	日程等調整中	開催見送り 令和7年度については調整中
嘱託及び専属産業医活動（従業員50人以上の事業所について）	本会所属会員である産業医が、受託企業において相談・指導面接を行い、早期発見と治療に結びつける。	継続	コロナ禍以前と同様に活動
松本地域産業保健センター（従業員50人未満の事業所を対象）	長野県産業保健総合支援センター登録産業医が、健康相談、長時間労働の面接指導またはストレスチェック面接指導等を実施するなどして、精神科医等の連携により早期発見、治療に結びつける。	継続	事業所訪問、郵送による方法を併用して対応継続
関連する各種研修会の参加	関連する各種研修会に参加することにより、医師として、産業医としての資質向上を図る。	継続	コロナ禍以前のように実施
産業医としての学校医	常時50人以上の教職員を有する県立学校においては、産業医の資格がある学校医を選任しなければならないとなった。（なお50人未満の学校においては今まで通り、職員健康管理医として）、相談、面接指導等を実施するなど、精神科医と連携により早期発見、治療に結びつける。	継続	県立学校及び市立学校等常時50人以上は産業医として、また50人未満については健康管理医として活動

〔松本薬剤師会〕

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
長野県民への自殺防止・うつ病対策啓発事業（ポケットティッシュの作成）（地域自殺対策強化事業補助金対象事業－長野県薬剤師会）	薬局店頭において薬剤師が相談窓口となり、うつ病の正しい知識や適切な受診を促すなどその専門職能を発揮した。具体的には、ポケットティッシュに、過量服薬防止の観点から、「飲みきれないお薬ありませんか?」、長野県作成ポケットティッシュと同デザインを掲載し作成した。県内約900薬局で来局者に配布し、啓発活動を実施した。その他店頭にはポスター（内閣府作成）を掲示。	継続	薬局店頭において薬剤師が相談窓口となり、うつ病の正しい知識や適切な受診を促すなどその専門職能を発揮した。具体的には、医薬品の過量摂取（オーバードーズ）に焦点を当てたポスターを店頭に掲示した。また、SNS（LINE、Instagramで広告）を活用した啓発活動も実施した。R7.3 松本薬剤師会130薬局
平成3年度うつ病及び自殺防止対策研修会（地域自殺対策強化事業補助金対象事業－長野県薬剤師会）	薬剤師を対象としたうつ病及び自殺防止対策研修会の開催	継続	実施せず（啓発のみ）
お薬なんでも講座（松本薬剤師会）	福祉ひろばにて市民を対象とした、お薬の適正使用等に関する講義とお薬・健康相談を開催	継続	令和6年5月～令和7年3月 昨年度、福祉ひろばから多く寄せられたお薬の質問に回答する形で講座を実施。（17カ所 433名）

[松本保健福祉事務所]

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
対面相談事業	1 くらしと健康の相談会 内容:弁護士による生活相談と保健師による健康相談 対象:失業、倒産、多重債務、家庭問題等で悩む一般県民 日程:6.9.12.翌年3月の毎週水曜日	継続	1 くらしと健康の相談会 日程及び事業内容は、左記のとおり 相談件数16件
人材養成事業	1 ゲートキーパー研修会 内容:ゲートキーパーの役割を担う人材を養成する。 2 自殺対策関係者研修会 内容:管内では20歳未満の自殺者数の占める割合が高い傾向にあるため、去年に引き続き若年者に焦点をあてて企画。精神疾患の早期発見早期治療の一助となるよう教育機関、行政機関、相談機関を対象に行う。	継続	1 ゲートキーパー研修会 ・心の健康づくりフォーラム(令和6年8月1日) 中信労政事務所主催、1回30名程 2 自殺対策関係者研修会(令和6年9月11日) ・地域精神保健福祉研修会と合同で開催 「ネットの弊害から子どもを守るために～身近な大人が 知っておきたいこと～」 講師:一般社団法人セーフティーネット総合研究所 所長 南澤信之氏 参加者32名
普及啓発事業	1 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における街頭キャンペーンや自殺対策関連資料等の合同庁舎ロビーへの展示	継続	1 自殺予防週間及び自殺対策強化月間 ・合同庁舎ロビーにてパネル、啓発グッズを展示2回(9月、3月) ・街頭啓発キャンペーン:①JR塩尻駅(塩尻市と共同で9月に実施)、②JR松本駅(松本市と共同で3月に実施)
自死遺族支援事業	1 中信地域自死遺族交流会(あすなるの会) 内容:遺された人々が安心して語れる場を作り、少しでも孤独から立ち直り、心癒されることを目的とする。 対象:家族を自死で亡くした方 日程:年4回開催(6,9,12月、翌年3月)の第1土曜日	継続	1 中心地域自死遺族交流会(あすなるの会) ・日程:左記の事業内容のとおり4回 ・参加者:実8名 延べ11名(内、新規参加者2名)

[長野県精神保健福祉士協会]

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
自殺予防対策研修会	自殺予防対策専門家向け研修会	継続	自殺危機介入スキルワークショップを県下4会場で開催 3月9日(日) 塩尻市(修了者2名) 3月16日(日) 小諸市(修了者6名) 3月13日(日) 駒ヶ根市(修了7名) 3月29日(日) 長野市(修了者7名)
	・講師派遣市町村主体のゲートキーパー養成研修等への講師派遣 ・精神保健福祉関連研修への講師派遣→ナシ	継続	計 回 辰野町・松本市・安曇野市(2回)・千曲市・須坂市・大町市
長野県子どもの自殺危機対策チームへの参画	長野県保健・疾病対策課との連携・協働において長野県子どもの自殺危機対策チームへの参画	継続	・支援検討会議の実施 ・地域支援者・機関のコーディネート

【松本広域消防局】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
啓発事業	啓発ポスターの掲出	継続	
事業協力	研修会への参加	継続	他の業務と重なったため欠席
事業協力	自殺予防啓発活動(啓発ティッシュの配布)	継続	1名参加(令和7年2月28日)

【長野県看護協会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
自殺予専用相談事業の受託	自殺予防専用相談「いのちのさずな松本」の相談員として相談業務の一部受託	継続	相談員4名派遣
精神科看護技術の研修	1 長野県看護協会主催又は協賛の研修会 2 長野県看護協会支部主催の研修 ・心のケアに関する研修(市民公開研修)	継続	①性の多様性に寄り添った優しい医療福祉のあり方を考えよう:7/28 29人 ②周産期メンタルヘルス支援体制の構築:7/6 101人 ③コロナ禍の経験を活かし、自身の死生観を見つめなおしてみよう:9/12 15人 ④精神科訪問看護 基礎編:7/13 34人 実践編:11/16 16人 北信支部:9/14 41人 大町支部:10/12 46人 諏訪支部:11/23 35人
精神・自殺対策関連の委員として参	1 長野県自殺対策連絡協議会	継続	委員1名委嘱

【松本市校長会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
小中学校の道徳における心の教育	1 「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」として、生命を大切にすることや自他の生命を尊重する心を養うこと、「主として自分に関すること」として、自己理解を図り自分のよいところを伸ばしてより良く、また、たくましく生きようとする心を養うことを主眼とした道徳教育の推進。 2 各学校では、「道徳」の教科化に伴って見直した年間指導計画に基づいて、教育活動全体における「心の教育」を推進する。	1 市内各校から選出された委員と共に、人権教育推進委員会を組織し、意識の向上を図っている。	1 各校で児童生徒の発達段階や実態に合わせ、道徳の授業を通して「互いの尊重」「命の大切さ」などの意識を高める学習を推進した。 2 校長会で作成している講話集から道徳教育にかかわる題材の共有を図り、学び合った。
人権教育週間の実施	1 人権教育週間・旬間・月間を年間計画に位置付け、各学校の実態に沿って自殺防止を含めた推進計画を作成し、確実に実施する。 2 計画には、児童会・生徒会による活動や校長講話、人権教育の授業や集会、講演会等を盛り込む。 3 2つのブロックで人権教育の授業を実施し、授業研究会を行い、教師の人権感覚をみがき、指導力を高める。	1 人権教育公開授業を計画している。(A:旭町小学校・B:山辺中学校)	1 各校の計画により、人権教育週間・旬間・月間などを設定し、人権感覚や自己有用感を高める学習を進めた。 2 市内を2ブロックに分け、人権教育公開授業を行った。(A:四賀小学校・B:明善中学校)

市教委による「不登校・いじめ調査」の活用	1 市教委で実施している「不登校・いじめ調査」により、こまめに状況を把握し、できる限り未然に防ぐ。(調査は隔月 年6回実施) 2 各校の実態に合わせて、調査結果に基づく研修の場を設定し、教師の指導力を高める。	1 不登校やいじめの未然防止や早期対応について、事例をもとに校長会で学び合い、自校に活かしていく。	1 全小中学校が隔月で「不登校・いじめ調査」を行い、不登校・いじめの未然防止および早期発見・早期対応に努めた。 2 いじめ重大事態に相当すると思われる事案について、情報共有を図った。
----------------------	--	--	---

【松本市PTA連合会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
	松本市PTA連合会では、自殺予防対策に直接的な取り組みは行っていませんが、子どもたちの健全な育成を目指し、教育や子育てに関する啓蒙活動を委員会活動やイベントを通じて実施しています。これらの活動が、結果として子どもたちの心の健康を支える一助となることを期待しています。	-	自殺に直接働きかけるような活動はしていないが、各ブロックや委員会活動の中で、親自身の悩みへの対処や子どもとの向き合い方などを学び、P.T.Aとしてできることを考え、共有している。

【長野県弁護士会松本在住弁護士会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
「暮らしとこころの相談会」への協力	自殺対策強化月間に合わせて、長野県弁護士会貧困問題対策委員会が中心となって実施する無料相談会。松本地区は、まいさぼ松本・まいさぼ大町と連携し、毎年3月と9月に1週間相談会を実施する。	継続	9月松本会場 相談13件 3月松本会場 相談15件
「まいさぼ松本」との連携	まいさぼ松本に相談に来た方のうち、弁護士の関与が望ましい方について、松本在住会弁護士に引き継ぐ。	継続	
法テラス無料相談会	長野県弁護士会松本在住会館にて、法テラスを利用した無料相談会を実施。月に数回程度行い、弁護士が無料相談に応じる。	継続	
各種相談会の実施	長野県弁護士会松本在住会館等にて定期的に相談会を実施。離婚、債務整理等、自殺に関連しかねない法律問題にも対応している。	継続	

【長野県司法書士会松本支部】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
相談事業	1 常設電話・面接相談実施 2 自殺対策強化月間における 借金・多重債務相談会	継続	実施
県下一斉司法書士 無料法律相談	県下一斉司法書士無料法律相談	継続	実施

【松本労働基準監督署】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
普及啓発事業	国の自殺予防啓発ポスターの掲 示、リーフレット類の配布	継続	実施
松本地区労働衛生 大会	主に労働衛生担当スタッフを対 象とした啓蒙(特別講演等)	継続	実施

【松本公共職業安定所】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
こころの健康相談	ハローワーク松本、塩尻市ふるさとハローワークにて、各月1回13時～17時、1回につきハローワーク松本3人、塩尻ふるさとハローワーク2人、予約制により実施。	継続	49人相談
ストレスチェック シートの配布	厚生労働省委託「求職者のストレスチェック及びメール相談事業」のチェックシートの配布及び利用勧奨	継続	350部配布
新卒応援ハローワークにおける臨床心理士等による心理的支援(巡回相談)	臨床心理士による相談を各月2日(1日2コマ)予約制で実施。新卒者(来春3月卒業予定者)、既卒者(卒業後3年以内)及び若年者で就職活動中の方が対象。	継続	29人相談
ハローワーク松本における臨床心理士等による心理的支援(巡回相談)	臨床心理士による相談を各月1日(1日2コマ)予約制で実施。34歳以下の就職活動中の方が対象。	新規	

【長野県若年者就業支援センター(ジョブカフェ信州)】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績		
若者求職者に対する就業支援(40代前半までの若者に対する就業支援)	若者の職業的自立に向けたキャリア相談等のきめ細やかな支援に努める。	継続	実施事業	R6年度	
				実施回数	参加者数
			キャリアコンサルティング		673
			セミナー	63	254
			出前講座	74	4,675
			就職ガイダンス	22	798
			ミニジョブカフェ	71	221
			ジョブチャレ	17	48
			出張コンサルティング	13	25
			就職面接会	16	102

【松本地区労働者福祉協議会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」等	生活あんしんネットワーク事業 暮らしサポートセンター「電話相談」他	継続	労福協としては10件の相談が寄せられました。NPOとの連携では更に196件の相談が寄せられています。
松本地区メーデー「ひとかんの缶詰プロジェクト」	メーデー開催にあたり「ひとかんの缶詰プロジェクト」と称して、生活困窮者への食事支援としてフードバンク信州を通じて食品（缶詰・レトルト食品等）をお届けする活動	継続	約149点、約32kgの食糧支援をいただき、県松本振興局を通じて寄贈させていただきました。
松本市長懇談会	労働4団体と松本市長との懇談会 ・各団体から寄せられた懇談項目について市と懇談を行う。 ・各団体から寄せられた要望・提言項目を提出し、市より後日、文書にて回答をいただく。	継続	要望・提言項目は1. 人口定常化に向けたUターン就業者増加対策、2. 労働人口を増やす市政運営、3. サービスを提供する側と受ける側が共に尊重される社会を目指す～をテーマとしました。また、市政要望書では21項目を掲げ、関係部局に回答を求めています。
その他	各労働団体・労働組合独自の取り組みが行われています。 (各種相談窓口、弁護士紹介等も含む)	継続	各構成団体の取り組みは集計等内容を把握していない為、実績未確認となっています。

【松本商工会議所】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
ホームページ、会報誌に等による情報提供活動	健康経営、自殺予防対策、労災防止、労務管理関連の会員事業所向け情報発信	継続	会報まつもと記事掲載により、会員へ周知
会員事業所向けの事業活動	1. 事業所向け各種セミナー開催 2. 健康診断「ヘルスの日」の実施（松本医師会とのタイアップによる会員企業向け福利厚生支援事業）	継続	1. 松本市能力開発学院による事業・現場リーダー養成研修、管理者実務セミナー、初級管理者養成研修、若手職員パワーアップセミナー 2. 健康診断「ヘルスの日」 ・受診事業所509社、受診者数1,339名 3. 優良法人認定を取得し会員事業所の健康経営を推進・サポート
関連機関・団体への協力活動	松本市、松本大学、協会けんぽ長野支部ほかとの事業連携への参画	継続	・松本ヘルスラボ事業への協力（随時） ・職域健康セミナー（随時/アクサ生命との共催）
職員啓発	健康経営、自殺防止、メンタルヘルス、労災防止などのセミナー・講習会の受講	継続	・救急救命講習会の開催 ・健康経営アドバイザー講習受講の推奨 ・労働災害防止団体連絡会議 ・専門家によるメンタルサポート、健康相談（専用電話） ・月数回、健康維持・ストレスケアほかに関する職員向けメール配信を実施

【長野県消費生活センター】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
多重債務者無料相談会	多重債務者を救済するため、弁護士会及び司法書士会と協働で、無料相談会を実施（年1回）	継続	11月12日（火）1件

【長野いのちの電話（松本分室）】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
自殺予防のための フリーダイヤル(全国)	毎月10日 長野局、松本局とも11時～19時 全国のいのちの電話のネット ワークで受信 長野局は9月と3月は、10～30 日を16時から24時に変更して 受信 厚生労働省補助事業対象	継続	FD受信総数440件 毎月10日24 時間対応 能登地震対応 全国相談システム参 加 現地告知による予約に従い全国の 「いのちの電話」が手分けして希望時 刻に電話した。
電話相談（行政用 語として使用して いるが、傾聴を基 本にする） 相談者からのク レームにも対応し ている。	通年11時～22時 年末年始を除く 内線システムにより長野局+松 本局+飯山サテライトでどちら でも受信 3チャンネル化	相談記録の デジタル化 ハラスメン ト事例を研 修に反映さ せる 飯山に続き 佐久方面の サテライト を検討	受信総数（長野+松本）8921件 実働相談員75名（登録109） 研修兼用で1回線増設 3チャンネル 体制 飯山サテライト受信開始（公共施設を 借用） 頻回者対策に苦慮している（回線が 埋まる） カスタマーハラスメント（業務否定、 人格攻撃）の増加に対応してメンバー のケアに努めてた 相談員手引きの改訂 理念と方法の 徹底 PC、レコーダー、スマホ等の機材の充 実化
自殺予防公開講演 会	年2回 相応しい講師が得られた 場合に計画 長野県、市町村振 興会等の補助金で運営	継続	4月「傾聴から対話へ」マヤッカの家 主宰 村井美和子氏 長野・松本・リ モートで約120名参加
相談員養成講座	コロナ自殺増加で関心が高まった？ 毎年6月全8回 いのちの電話理 念、精神障害、死生観、LGBTQ、 貧困、若者等主題	継続 リーダー養 成	自殺予防無料公開講座8テーマ（6月 ～8月） 無料養成講座（8月から翌5月） 認定後のインターン、継続研修の充実 を策定
研修委員会 毎月	体制 内容 実施結果検討		ロールプレイング内容深化（外部講師 招聘） 個人スーパービジョン実施 相談員セルフケア継続研修
運営委員会 毎月	第3水曜日夜 リモート会議（長 野・松本）	継続	長野+松本+飯山によるリモート会 議
現役相談員がグ ループごとに毎月 継続研修を実施 受信相談ケース ワーク検討会	毎月第3金曜 対面とリモート参 加者	相談員増加 により、6グ ループを9 グループへ	隔年でグループ替えを実施、今年は 人数増加によりグループ替えと9グ ループ化を実施 オンライン会議の充実でリモート契約 追加 Gリーダー、養成講座リーダー等、 リーダー候補の発掘と養成に努めた が、圧倒的に不足
松本事務局建屋 募金継続	2023年3月松本局新築建屋募 金3年目	継続	
広報および資金調 達	広報誌 年2回 8月夏号 1月冬号 信濃毎日 SBCテレビラジオス ポット広告 ホームページ刷新 未成年層への接点を求めて独自 ソング制作「アイム・ヒア」HP視聴 可能	継続 広報誌 66号夏 67号冬 HP上でオ ンライン寄 付ができる システムを 検討	信濃毎日 SBCテレビラジオスポット 広告 広報誌 年2回 64号夏 冬65号 支える会（A～Hまで額面による）＋ 一般寄付＋ガイヤ応援団（県内賛同 企業による定期寄付）

【松本市町会連合会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
身近な地域での支え合い	各町会ごとのまちづくりの取り組みを実施	継続	各町会ごとに取り組み

【松本市町内公民館長会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
住民の顔の見える関係づくり	市内470の町内公民館(各町会が自主的に設置運営)を拠点に、住民の親睦交流、学習会を開催。	継続	各地区の町内会で世代間交流事業や、講座を実施

【松本人権擁護委員協議会(松本部会)】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
人権相談	1 常設人権相談(法務局松本支局内)通年電話・面接 2 特設人権相談所開設(一般・子ども・女性)「人権何でも相談」 3 女性の人権110番 4 全国一斉相談ダイヤル 5 みんなの人権110番 6 SOSミニレターへの対応(小中学生対象、通年) 7 「全国一斉子どもの人権110番」への対応 8 高齢者・障害者の人権あんしん相談(電話・面談) 9 法の日週間無料法律等相談2名相談員として参加		1 開設 237件 相談 218件(松本市内・不明) 2 開設 48回(松本市内18回) 相談10件(市内0件) 3 長野地方法務局にて対応 4 常設相談所で対応 5 全国一斉電話相談 6 54通対応 7 長野地方法務局にて対応 8 全国一斉電話相談 9 要請なし
人権尊重思想の普及高揚のための啓発	1 「全国一斉人権擁護委員」の日啓発 2 人権教室・啓発 3 「松本ほんぼん」において啓発 4 小中学校訪問(随時) 5 関東ブロック大会・研修 6 スポーツ組織(松本山雅)と連携・協力した啓発活動 7 全国中学生人権作文コンテスト 8 「人権の花」運動 9 「人権を考える市民の集い」参画 10 人権侵害、人権侵犯等の事案は法務局と共に対応 11 スマホケータイ安全教室の推進 12 地域人権講座への講師派遣等		6/3 JR松本駅お城口にて実施 保育園2園(7/24 寿、12/18 入山辺) 児童センター3館(8/7 並柳、9/17 浅間、9/25 新村) 中学校3校(6/21 波田、7/16 鎌田、11/25 信大附属) 高校1校(10/17 松本第一) 8/3 「松本ほんぼん」において啓発 年間数回 6/18 埼玉大会・研修会実施 1回実施 7/14 サンプロアルイウィン 第43回全国中学生人権作文コンテスト 担当校なし 12/14 「ヒューマンライツフェア」松本市Mウイング 中学生人権作文表彰・発表・講演会、啓発活動 法務局職員と共に対応 10/17 松本第一高校、11/25 信大附属松本中学校 11/7 企業啓発 松本市役所:職員(女性)が働きやすい職場環境状況(育児休暇の取得・相談支援アセスメント)等について
その他	13 委員のスキルUPの為の研修会		委員研修 9回

【松本市民生委員・児童委員協議会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
啓発事業	1 行政施策等の情報を、各地区民児協へ周知 2 こころの健康や自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」を含めた相談窓口の説明を受け、各会員へ周知	継続	各地区民児協定例会において周知
相談事業	住民からの相談を受けた場合、必要に応じて関係機関につなぐ	継続	必要に応じて実施

【市高齢者クラブ連合会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
	事業等を計画実行する際、随時対応しながら進めている。	継続	実施

【松本児童相談所】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
児童相談	児童虐待、育児、知的及び発達障害等、18歳未満のこどもに関する様々な相談	継続	実施

【社会福祉法人 松本市社会福祉協議会】

事業名	事業の内容	令和7年度 新規or継続	令和6年度実績
指定就労継続支援B型事業所(精神障害者通所授産施設) ・南ふれあいホーム ・北ふれあいホーム	1 指導員による傾聴、アドバイス等を定期的を実施 2 社会訓練等の実施 3 「相談支援センターにじ」において、当事者のサービス等利用計画を作成の他、生活上の困難さ、対人関係、精神的な不安・悩みの相談・助言	1 継続 2 継続 3 継続	1 日常的な相談面接を実施 2 社会見学、研修会、交流会への参加 3 利用人数 155人 延べ計画数 596回
日常生活自立支援事業	支援員による傾聴、アドバイス	継続	実利用者数 114人 (内生活保護利用者51人)
生活困窮者自立相談支援事業	松本市生活就労支援センターまいさぼ松本において生活困窮者の自立に向けた支援	継続	延べ相談人数 1,363人 延べ対応回数 4,898回

【第3期計画】自殺予防対策関連事業

【3期計画事業区分】

- | | |
|--|---|
| <p>1 安心して暮らせる地域づくり</p> <p>1-ア 支ええられる生き心地のよい地域づくり支援</p> <p>1-イ 気づき・見守りができる人材の育成</p> <p>1-ウ こころの健康づくりの推進</p> <p>2 教育・啓発の推進</p> <p>2-ア 市民に向けた正しい知識の教育・啓発</p> <p>2-イ 子ども世代への教育・普及啓発の強化</p> <p>2-ウ 働き盛り世代に向けた普及啓発</p> <p>2-エ 子育て世代に向けた普及啓発</p> <p>3 相談・支援体制の充実</p> <p>3-ア 支援に関する</p> <p>3-イ 子ども・子育て世代に対する相談支援の充実</p> <p>3-ウ 青少年に対する相談支援の充実</p> <p>3-エ 働き盛り世代に対する相談支援の充実</p> | <p>3-オ 高齢者に対する相談支援の充実</p> <p>3-カ 健康に関する相談支援の充実</p> <p>3-キ 生活全般に関する相談支援の充実</p> <p>3-ク 男性・女性・多様性に関する相談支援の充実</p> <p>3-ケ 外国人に関する相談支援の充実</p> <p>3-コ 障がいに関する相談支援の充実</p> <p>3-サ 相談担当職員の資質向上と“支援者への支援”</p> <p>3-シ 各種相談窓口との効率的な連携強化</p> <p>4 関係機関等との連携</p> <p>4-ア 精神科医療、保健、福祉の連携強化</p> <p>4-イ 関係機関・施策等との連携による総合的な対策の推進</p> <p>4-ウ 各種統計情報等の分析と課題の共有</p> <p>5 自殺未遂者、自死遺族等への支援</p> <p>5-ア 自殺未遂者やその家族への支援</p> <p>5-イ 遺された人への支援</p> |
|--|---|

1 [総合戦略室]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
----------	-----------	-----------	-------	-----	--------------------	-------------	--------

2 [秘書広報室]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	2-ア		市ホームページ、広報、ラジオ、テレビ、SNS等を通じた広報活動の実施	各種媒体により、心の健康に繋がる情報の広報活動	継続	実施 (実績は健康づくり課で記載)	
	2-ア		くらしの便利帳配布	全世帯への配布を目的とした情報誌へ相談窓口の掲載	—	—	市ホームページに掲載あり

3 [地域づくり支援課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	1-ア		福祉ひろばの運営支援	各地区福祉ひろばにおける住民主体のひろば事業の運営支援を実施	継続	7.6%	福祉を中心とした地域づくりの拠点として、福祉ひろば利用者の拡大及び町会での事業展開を図ります。
	1-ア		地域づくりの支援	地域づくりセンターにおける地域づくりの支援	継続	35地区	継続して地区支援に取り組む
	2-ア		相談窓口の案内・情報提供	地域づくりセンターで、様々な相談窓口の案内・情報提供	継続	35地区	継続して情報提供に取り組む
	3-キ		地区窓口相談	地区の身近な窓口として、相談を専門部署につなげる	継続	35地区	継続して相談対応に取り組む
	3-キ		福祉ひろばにおける相談	福祉ひろば職員が受けた相談を専門部署へつなぐ他、ひろば事業等で専門職が相談を受ける機会を設ける	継続	相談の実施	各種事業を通じて相談窓口としての周知を図る他、相談内容に応じて専門機関へつなげます。
	3-キ		プラチナ世代相談窓口「とまり木」	今まで培ってきた知識や経験・技能を生かして社会参加したいと思っている、プラチナ世代に、ボランティアや市民活動、公的活動などの案内を始め、希望の活動先の紹介等情報を提供	継続	253人	団体の自主性と担い手の育成を支援

4 [市民相談課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	3-キ		一般相談	複雑化する市民生活の悩み事に寄り添い、課題の解決に向けて庁内・関係専門機関等につなぐ「総合的な第一相談窓口」	継続	2,619件	多様化、複雑化する市民からの相談に対し、庁内の連携強化が必要
	3-キ		専門相談	相続、登記、遺言、税金等の悩み事について、弁護士・司法書士・税理士・公証人等の専門家が助言	継続	710件	
	3-キ		消費生活相談	日常生活の中での商品・サービスの契約トラブル、悪質商法等の相談について、消費生活相談員が解決に向けた助言やあっせん、情報提供を実施	継続	1,118件	相談業務及び周知啓発を継続し、相談内容に応じて他の専門相談窓口へつなげる

	3-キ		多重債務相談	借金問題の解決に向けて相談を受け、必要に応じて弁護士又は司法書士による相談を案内するほか、無料弁護士相談を実施	継続	2回	相談会の周知や相談希望者の意思確認を徹底しながら、引き続き相談機会を設ける
--	-----	--	--------	---	----	----	---------------------------------------

5 [人権共生課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	1-ア		人権啓発事業	個人が持つ個性や属性を互いに認め合い、共に生きる地域づくりを目指し、各種研修会や講演会の企画及び出前講座等の開催	継続	ヒューマンライツフェア：74名(会場参加者のみ) 出前講座：161名 性の多様性小・中学校講座：16,162名	関連する団体と連携して講座開催の周知を図っていく。
	3-キ		こころと生き方の相談	家庭、職場、健康問題等からくるストレス・精神的な問題について、カウンセラー、公認心理師等が行う相談	継続	電話相談 161件 面接相談 179件	周知に力を入れ、必要としている方が気軽に活用できるようにする。
	3-ク		男性電話相談	男性を取り巻く諸問題に関する問い合わせや相談に応じ、関係機関や担当相談窓口へつなげる相談	継続	26件	周知に力を入れ、必要としている方が気軽に活用できるようにする。
	3-ク		女性弁護士相談	離婚、DV等の問題を抱えた女性に対する、女性弁護士による相談	継続	90件	必要とする方に情報が届くように、講座や他の相談での情報提供に力を入れる。
	3-ク		にじいろのまち相談	性的指向・性自認に悩む本人と、家族・友人などに対する、セクシュアリティに関する相談	継続	8件	必要とする方に情報が届くように、ホームページ等における情報提供に力を入れる。
	3-ケ		ポルトガル語相談員の設置	ポルトガル語の相談員を市民相談課内に設置	継続	1,109件	継続して取り組む。
	3-ケ		多文化共生プラザ設置運営	多言語による相談	継続	1,383件	継続して取り組む。
	4-イ		松本人権擁護委員協議会活動支援	松本人権擁護委員協議会への活動支援	継続	-	継続して取り組む。

6 [人事課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	3-サ		職員のメンタルヘルス研修の開催	各階層別研修、各部及び各課で研修会開催	継続	677人	階層別の研修を行いセルフケア、ラインケアを促すとともに、働き方改革、意識の向上等、職場の環境づくりを働きかけていきます。
	3-サ		相談担当者の心のケア	カウンセリングルームの運営	継続	96回	職員の心のケアとして早期相談を促していきます。

7 [こども育成課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	1-ア	3-イ	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	様々な事情で学校に通うことができない、また、悩みを抱えている子どもたちのための居場所を提供	継続	延べ利用者3,343人	継続実施
				「はぐルッポ」の周知		ホームページ掲載	継続実施
	1-ア		子育て支援センター（こどもプラザ）運営事業	主に未就園の子どもとその保護者を対象に、育児講座の開催や、子育ての交流、情報交換又は相談の場として、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	継続	年間延べ利用者数 76,699人	継続実施
重点	2-イ		小・中学生への教育・啓発	「こころの鈴通信」の定期発行や、パンフレット・リーフレット等の配布による、全ての児童生徒への相談先の周知	継続	82.3%	継続実施
	2-エ		子育てガイドブックの配布	子育てに関する情報をまとめた冊子を作成し、妊娠届出時等に配布	継続	7,000刷発行	継続実施
	2-エ		相談窓口及び育児支援情報の周知	子育てコミュニティサイト「はぐまつ」により子育て世代の交流を促進するとともに、各種相談窓口や育児支援情報を周知	継続	サイトアクセス数 27,319件	継続実施
重点	3-イ	3-ウ	子ども子育て安心ルーム	妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制を強化するため、こどもプラザに子育てコンシェルジュを、健康づくり課に母子保健コーディネーターを保育課に保育コンシェルジュをそれぞれ配置し、妊娠期から子育て期まで、連携した切れ目のない支援を実施	継続	年間延べ相談件数 4,812件	継続実施

	3-イ		子育て相談・交流・学習の場の提供事業	地域子育て支援センター(市内4か所のこどもプラザ)で、子育て相談、交流、学習の場を提供	継続	講座234回、参加者3,601組	継続実施
重点	3-イ	3-ウ	子どもの権利侵害等に関する相談「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもや子どもに関わる大人からの相談	継続	延べ相談件数473件	継続実施
				学習会・出張相談		児童センター8館	継続実施
		3-サ		研修、事例検討		関係機関研修出席:19回 内部研修、事例検討:21回	継続実施
重点	3-ウ		青少年の全般的な相談	学校、問題行動、家庭、心身等の青少年にかかわる相談に対応するとともに、必要時に関係機関へつなげる相談	継続	延べ相談件数4件	継続実施
重点	3-ウ		青少年の心や体の相談「まちかど保健室」	心や体に不安を抱える中高生や保護者からの相談	継続	延べ相談件数49件	継続実施

8 [こども福祉課]

重点施策	事業区分1	事業区分2	事業・取組	内 容	R7年度継続or新規	R6年度実績値	今後の取組み
重点	1-ア		子どもの居場所づくり推進事業	地域の大人が地域の子どもに対し、食事を中心とする地域における団らんや、これに加えて地域の歴史、文化、季節行事、郷土料理、遊び等でその地域において伝承されている文化を、地域の大人たちから教わり体験する生活体験を提供する取組みに対し交付金を支給	継続	83.3%	ホームページ等で事業周知
	3-イ		家庭児童相談事業	児童の全般的な相談(虐待対応含む)	継続	684	-
重点	3-イ		こんにちは赤ちゃん事業	生後4カ月までの乳児がいる全家庭に、民生児童委員、主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供し、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、育児不安の強い人や産後うつ等の危険性が高い人を支援へつなぐ	継続	100%	
	3-イ		ひとり親相談事業	総合的な相談に応じ、自立に必要な指導、助言、制度利用促進の情報提供	継続	442	関係機関と連携し継続実施
	3-ク		女性相談	離婚、DV等の問題を抱えた女性に対する、女性相談員による相談支援	継続	543	関係機関と連携し継続実施
	2-エ		オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	児童虐待を防止するため、秋のこどもまんが月間にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンとしてリーフレットや啓発用グッズを配布し、講演会等を開催するとともに、懸垂幕・横断幕の掲示や広報等で啓発	継続	R6年11月に市役所本庁舎及び松本駅に、懸垂幕・横断幕を掲示 松本市民祭歩行者天国にて、啓発活動実施	例年通り、関係機関・団体の協力を得て啓発活動を実施

9 [若者参画課(青少年ホーム)]

重点施策	事業区分1	事業区分2	事業・取組	内 容	R7年度継続or新規	R6年度実績値	今後の取組み
重点	3-ウ		若者お悩み相談室	15歳から35歳未満までの青少年を対象に、職業生活や人生問題及び進路問題等の相談に、産業カウンセラー等が対応	継続	6	SNSなども活用しながら青少年への周知及び土日曜日の相談希望にも可能な限り対応する。

10 [商工課]

重点施策	事業区分1	事業区分2	事業・取組	内 容	R7年度継続or新規	R6年度実績値	今後の取組み
重点	2-ウ		健康経営の普及啓発	企業・経営者に健康づくりを経営課題として捉え、長時間労働の防止やハラスメント対策を含む、心身ともに元気な職場づくりに取り組んでもらうよう啓発	継続	86社	経営者や担当者に対してより具体的な事例を示すなど、引き続き職員による企業訪問や様々な機会を捉え周知する。
重点	2-ウ		ワークライフバランス推進事業	仕事と家庭の両立可能な就業環境を整えるためのセミナー開催	継続	1回	参加者の興味を惹き、ワークライフバランスの促進に資するようテーマ等を工夫する。
重点	3-エ		勤労者心の健康相談事業	仕事や職場の強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員(産業カウンセラー・心理相談員等)が行う相談	継続	118件	相談事業の一層の周知を図るとともに、相談しやすい状況を作れるように業務を行っていく。 また、必要に応じて関係機関とも連携していく。
重点	3-エ		職業・労働相談	労働者の労働条件、就業、生活に関する相談に対し、専任の相談員が行う相談	継続	154件	
重点	3-エ		若者職業なんでも相談	自分に適している仕事が見つからない、やりたいことが分からない等の若年者の悩みについてキャリアカウンセラー等が行う相談	継続	82件	

	3-キ		中小企業経営者への経営支援	中小企業経営者を対象とした各種支援制度の相談・紹介に加え、商工団体主催の経営改善セミナー等に関する情報提供を行うなど、経営力の向上を図る	継続	随時情報提供	商工団体との連携を一層密に、地域中小企業経営者支援に取り組む。
--	-----	--	---------------	--	----	--------	---------------------------------

11 [学校教育課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	2-イ		学校でのこころの教育	全小中学校の道徳の授業で、生命尊重や自己理解の心を養う授業を実施	継続	全校	学校訪問や授業研修等で助言、相談を行っていきます。
	2-イ		学校でのいじめ防止の取組み	「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、市内いじめの状況を報告し、協議	継続	全校	9月、2月の計2回実施し、情報共有を図ります。
	3-イ		教育相談	学校生活全般の相談	継続	統計なし	電話相談や不登校支援アドバイザーによる相談を行っていきます。
	3-イ		就学相談	就学、不登校等に関する相談	継続	統計なし	電話相談や不登校支援アドバイザーによる相談を行っていきます。
	3-イ		スクールソーシャルワーカー等による支援体制の整備	不登校、いじめ、学級・学習不適應などに関する相談及び支援	継続	全校	市で年間8回実施する精神科医による「元氣UP教育相談」や、SSWによるスクリーニング会議を通じた相談支援にあたっていきます。
	3-イ		いじめ・体罰等の実態調査、個別支援	市内全小中学校で2か月に1回実態調査を実施し、児童生徒の悩み等の早期発見、早期対応に努める	継続	全校	2か月に1度、調査を実施し、いじめ・体罰等の実態を把握していきます。

12 [生涯学習課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	1-ア		公民館での学習機会の提供	公民館で実施している様々な講座を通じ、人権や自殺予防等に関する学習機会のほか、人とのつながりや居場所を提供	継続	35地区	・公民館にフリースペースを開設し、若者の居場所づくりを進める中で、若者の参加者層を増やす取組みをしていきたい。
	1-ア		松本版コミュニティスクール事業	学校、家庭及び地域の連携、協働により、地域と学校が一体となって子どもを守り育てる取組みとして、コミュニティスクール事業を実施	継続	35地区	地域全体で子どもを守り育てるという風をさらに高めるとともに、学級になじめない児童生徒に対し学校と地域住民の協働により支える仕組みづくりや長期休暇中の子どもの居場所作りを地域が担うことで、子どもを孤立させない仕組みを整えていけるように事業の展開を行う。
	1-ア		地域支援者と地区担当職員の連携支援	安心して暮らせる地域づくりの実現に向け、学習機会や懇談会を通じて連携強化を支援	継続	35地区	今後も継続的に職員間、地域の役員との連携を強化していきたい。

13 [福祉政策課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	1-ア	2・3	重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した課題などに対して制度や分野を超えた一体的な支援の取り組み	継続	—	庁内外で包括的相談支援と地域の受け皿づくりを推進をする。

14 [障がい福祉課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	3-コ		障がい者相談支援事業	障害者総合支援法に関すること（認定・サービス等）。居住、就労、障がい者虐待、病院や施設からの退院・退所に関する相談など、障がい者に関する全般的な相談	継続	実施	関係者と情報共有を図り、相談者の状況に応じて適切な支援を行います。

15 [生活福祉課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
	3-カ		生活保護相談	生活費及び医療費に窮する際の生活保護及び就労に関する相談	継続	702件	生活困窮や福祉に関する支援機関と連携し、引き籠りケースの早期発見など、連携した対応・支援を行います。

重点	3-キ		生活・就労相談「まいさば松本」	経済的困窮や社会的孤立の状態にある相談者へ、関係機関と連携した伴走型支援を継続的に提供	継続	580人	庁内の一層の連携を図るとともに、民間企業への事業周知により困窮者を早期に把握する。
----	-----	--	-----------------	---	----	------	---

16 [高齢福祉課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	1-ア		地域包括ケアシステムの構築	住み慣れた地域で、暮らし続けるための体制整備	継続	13地区で個別地域ケア会議を30回開催	関係機関との連携 他地区をまたいだ情報共有
	3-オ		高齢者の総合相談事業	介護保険に関すること(要介護認定・サービス)、介護の相談・生活支援に関すること、高齢者虐待などの高齢者に関する全般的な相談	継続	32,221件	増加傾向にある相談に対応できるよう、より一層、地区組織、医療、介護等との連携を強化する。
	3-オ	3-カ	介護110番	介護相談専門電話として、介護に関する悩みなどに対応する相談	継続	61件	事業継続しながら他相談への移行を検討
	3-オ		認知症思いやり相談	認知症サポート医と認知症地域支援推進員による相談	継続	年6回17件	各地域包括支援センターとの連携
	3-キ		成年後見制度相談会	制度に関して司法書士が対応する相談	継続	年6回22件	実績を見ながら相談枠の増加、市民相談課の相談との連携

17 [保健予防課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	3-1		精神保健相談	精神的な不調を抱える当事者やその家族、関係者を対象に、精神科医が状態の診立てや助言・指導等を行う。	継続	69名	松本保健所(県)及び医師の派遣を受けている医療機関と連携しながら、継続実施
	3-カ		酒害等の嗜癖に関する相談	アルコール、薬物等の嗜癖に関する専門医の相談	継続	上記に含む	継続実施
	3-カ		エイズ・性感染症相談	HIV・性感染症に関する相談及び検査	継続	電話:162名 来所:176名	無料・匿名の電話相談及び検査を継続実施。
	3-カ		難病相談	難病療養に関する相談・指導・支援等	継続	相談:62名	相談窓口の周知

18 [健康づくり課]

重点 施策	事業区 分1	事業区 分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or 新規	R6年度 実績値	今後の取組み
重点	1-ア		自主運動サークル支援事業	介護予防(身体、こころ、栄養、口腔機能など)を目的に、週1回実施する自主運動サークルの立ち上げを支援し、住民主体の通いの場を創出する。		137か所	
重点	1-イ		地域支援者や教職員等への研修	民生・児童委員、町会長、町内役員等の地域支援者、教職員等へ、こころの健康や自殺に関する正しい知識等についての理解を深めるための研修を開催	継続	35地区 1,887人	より多くの人々がゲートキーパーになれるよう、効果的な教育な啓発の継続
	1-ウ		こころの健康づくりの推進	誰もが健康を実感できるまちづくりを目指す「松本市健康増進総合計画」と一体的に、各分野の課題に応じたこころの健康づくりを推進	継続	実施	継続
重点	2-ア		広報、ラジオ、テレビ、インターネット、SNS等を通じた広報活動の実施	市民一人ひとりが、こころの健康や自殺・精神疾患等について、正しく理解し、互いに見守り支え合える地域づくりができるよう、広報まつもと、ホームページ、広報番組等を通じた啓発を実施	継続	(1)広報紙特集 1回 (2)ラジオ 1回 (3)公式SNS 1回 (4)市HPでの啓発	各世代にあわせた効果的な啓発方法を検討する
	2-ア		自殺予防啓発用のティッシュ・パンフレット等の作成、配布	自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等にあわせ、啓発用ポケットティッシュやパンフレットを作成し配布	継続	街頭キャンペーンの実施(3月) 各種事業等で配布	
	2-ア		図書館でのテーマ展示	自殺対策強化月間(3月)にあわせ、こころの健康等に関する書籍紹介やパンフレット等を配布	継続	実施	

重点	2-イ	小・中学校への教育・啓発	思春期の子どもに対し、子ども自身ができる対処法や、大人へ相談することの重要性について、リーフレット等を作成・配布し、周知啓発する。 ・小学4年生とその保護者へ、相談窓口啓発用絆創膏セットとリーフレットを作成し、配布。 ・中学2年生とその保護者へのパンフレットとリーフレットを作成し、配布。 ・中学3年生と高校3年生には食育の卒業応援レシピ集に記事を掲載	継続	小4とその保護者各2,081部 中2とその保護者各2,319部 中3 2,436部 高3 13校にURLを送付 (公立7校私立6校)	教育部門との連携、教育現場におけるSOSの出し方教育の効果的な手法を検討する
	2-イ	保護者・教員向け研修会	小・中学生への出前講座に合わせ、SOSの受け止め方について学ぶための研修会の実施 ・子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAP)を用いたSOSの出し方に関する教育の出前講座を実施するもの ・保健師による出前講座(SOSの出し方に関する教育:中学生対象)	継続	[CAP] 小中学校 3校7講座 (内訳) とも3回103人、大人4回108人 [保健師] 中学校6校 計10回 延442人	
重点	2-イ	高校・大学等と連携した教育啓発	高校、大学、短期大学、専門学校等と連携し、こころの健康やSOSの出し方に関する出前講座、相談窓口の周知啓発を実施	継続	3回	
	2-イ	エイズ・HIV等性感染症予防啓発出前講座	エイズや性感染症予防の正しい知識及び患者、感染者への理解を深めるため、命の大切さ、尊厳、妊娠・出産、性の多様性等について学べるよう、学校、各種団体等と連携を図り、出前講座を開催	継続	102回 6,805人	R8年度から学校教育課で性教育出前講座を実施できるよう調整中。学校教育課、保健予防課との協議が必要。
	2-エ	妊娠期の支援のための動画配信	妊娠期から母性・父性を育み、子育ての不安を軽減するための情報提供	新規	5種類 1,396回	
重点	3-ア	ICTを活用したアウトリーチ対策	検索連動型広告やプッシュ型の情報発信など、ICTを活用し、支援を必要としている人へ相談窓口などの支援情報を届け、支援につなげる。	継続	クリック率 9.92%	実施効果を検証しながら、検索連動型広告と合わせた支援へつなぐ仕組みの検討。
重点	3-イ	母子健康手帳交付事業	妊娠届出の際に母子健康手帳を交付し、交付時に保健師が各種サービスの案内や相談支援を実施		1,367	
	3-イ	妊産婦・新生児訪問事業	第1子とその母及び希望する妊産婦の家庭に、心身ともに健全な生活を支援するため、助産師、保健師等の専門職が訪問支援を実施	継続	延べ2,968人	継続
重点	3-イ	産後ケア事業	出産後の体調不良や育児不安等で支援が必要な母に対し、親子の新生活が安心してスタートできるよう、医療機関等での相談・支援を実施	継続	86.1%	対象年齢拡大等により事業の拡充を図り継続実施
重点	3-イ	育児ママヘルプサービス事業	核家族等で育児協力が得られず育児等が不安な方に対し、助産師等を派遣し、育児援助や相談支援を行う	継続	81.0%	継続
	3-イ	乳幼児健診事業	4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児への医師の診察、成長発達の確認等と、保護者への育児相談	継続	[受診率] 4か月児:96.8% 10か月児:95.7% 1歳6か月児:97.2% 3歳児:99.4%	継続
	3-イ	心理相談「にこにこ相談」	子どもの問題行動や子どもとの関わり方等育児に関する悩みや不安について、解決の方向に導き、安心して子育てができるよう、臨床心理士及び公認心理師等が行う相談	継続	27回 実33人 延べ41人	より早い段階で、悩みが増幅、複雑化する前に相談支援につながるよう、体制の整備と相談窓口の周知
重点	3-カ	自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」	自殺企図・自殺念慮に追い込まれた方の様々な不安、生活上の悩みに対し、専門相談員が必要な支援につなげるよう電話及び面接により行う相談	継続	実人数100人 延べ人数1,412人	相談員の資質向上とより効果的な連携支援体制づくり、相談窓口の周知・啓発
	3-カ	こころの相談	こころの病気が疑われる方(産後うつ、高齢者・壮中年うつ病、認知症、ひきこもり等を含む。)及びその家族等に対し、精神科医師が、診断と治療の見極め等、助言・指導を行う相談	継続	8回 実16人	継続
	3-カ	育児・健康相談	妊婦及び乳幼児から高齢者まで、健康や育児等に関わる悩みに対し、保健師が行う相談	継続	21,439人	より早い段階で、悩みが増幅、複雑化する前に相談支援につながるよう、体制の強化と相談窓口の周知
	3-カ	栄養相談	栄養に関する悩みに対し、管理栄養士が行う相談	継続	2,346人	継続
	3-カ	歯科相談	歯科に関する悩みに対し、歯科衛生士が行う相談	継続	1,197人	継続

	3-カ		訪問指導事業	保健・福祉等様々な分野の地区担当者が連携しながら、自宅、居場所等へ訪問の相談を実施	継続	1,427人	継続
重点	3-イ	2-イ	子ども子育て安心ルーム(母子保健コーディネーターの配置)	市民が保健・保育・教育その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援を行う	継続	81.0%	継続
	3-サ		相談担当者研修会	相談担当職員への定期的な研修の開催と事例を通しての検討会の実施、庁内連絡会議での研修会の開催	継続	相談員12回 庁内職員1回	継続
	3-シ		各種相談窓口との効率的な連携強化	相談窓口のある関係部署から選任されたサポート担当者で構成する「庁内サポートチーム」を中心に、相談窓口の連携を強化し、調整が必要な事例に迅速な対応を行う	継続	実施	継続
	4-ア		精神保健医療、保健、福祉の連携強化	適切な医療へ繋ぐとともに、直面する困難に則した包括的支援を行うため、多様な分野・機関との連携強化を図る。	継続	実施	継続
	4-イ		関係機関・施策等との連携による総合的な対策の推進	生活困窮者自立支援制度、地域共生社会に関する取り組み、子ども貧困対策等自殺予防対策に関する施策や関係機関との連携を強化し、総合的な対策の推進を図る	継続	実施	継続
	4-ウ		各種統計情報等の分析と課題の共有	各種統計情報を幅広く収集し、分析を行い、抽出した課題を県警機関等と共有して施策へ展開する	継続	実施	継続
重点	5-ア		自殺未遂者やその家族への支援	県や救急告示病院・精神科等の医療機関及び消防局等関係機関との連携を図り、当事者・家族等に対し手適切な医療・相談支援ができる体制整備	継続	保健予防課と連携して実施	継続
	5-イ		遺された人への支援	自死遺族の会への活動支援	継続	実施	継続

【3期計画事業区分】

1 安心して暮らせる地域づくり	3-オ 高齢者に対する相談支援の充実
1-ア 支え支えられる生き心地のよい地域づくり支援	3-カ 健康に関する相談支援の充実
1-イ 気づき・見守りができる人材の育成	3-キ 生活全般に関する相談支援の充実
1-ウ こころの健康づくりの推進	3-ク 男性・女性・多様性に関する相談支援の充実
2 教育・啓発の推進	3-ケ 外国人に関する相談支援の充実
2-ア 市民に向けた正しい知識の教育・啓発	3-コ 障がいに関する相談支援の充実
2-イ 子ども世代への教育・普及啓発の強化	3-サ 相談担当職員の資質向上と“支援者への支援”
2-ウ 働き盛り世代に向けた普及啓発	3-シ 各種相談窓口との効率的な連携強化
2-エ 子育て世代に向けた普及啓発	4 関係機関等との連携
3 相談・支援体制の充実	4-ア 精神科医療、保健、福祉の連携強化
3-ア 支援に関する	4-イ 関係機関・施策等との連携による総合的な対策の推進
3-イ 子ども・子育て世代に対する相談支援の充実	4-ウ 各種統計情報等の分析と課題の共有
3-ウ 青少年に対する相談支援の充実	5 自殺未遂者、自死遺族等への支援
3-エ 働き盛り世代に対する相談支援の充実	5-ア 自殺未遂者やその家族への支援
	5-イ 遺された人への支援

1 安心して暮らせる地域づくり

1-ア 支え支えられる生き心地のよい地域づくり支援

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	1-ア		福祉ひろばの運営支援	各地区福祉ひろばにおける住民主体のひろば事業の運営支援を実施	継続	7.6%	地域づくり支援課
	1-ア		地域づくりの支援	地域づくりセンターにおける地域づくりの支援	継続	35地区	地域づくり支援課
	1-ア		人権啓発事業	個人が持つ個性や属性を互いに認め合い、共に生きる地域づくりを目指し、各種研修会や講演会の企画及び出前講座等の開催	継続	ヒューマンライツフェア：74名(会場参加者のみ) 出前講座：161名 性の多様性 小・中学校講座：16,162名	人権共生課
重点	1-ア	2・3	重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した課題などに対して制度や分野を超えた一体的な支援の取り組み	継続	—	福祉政策課
重点	1-ア		地域包括ケアシステムの構築	住み慣れた地域で、暮らし続けるための体制整備	継続	13地区で個別地域ケア会議を30回開催	高齢福祉課
重点	1-ア	3-イ	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	様々な事情で学校に通うことができない、また、悩みを抱えている子どもたちのための居場所を提供	継続	延べ利用者3,343人	こども育成課
				「はぐルッポ」の周知		ホームページ掲載	こども育成課
	1-ア		子育て支援センター（こどもプラザ）運営事業	主に未就園の子どもとその保護者を対象に、育児講座の開催や、子育ての交流、情報交換又は相談の場として、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	継続	年間延べ利用者数76,699人	こども育成課
重点	1-ア		子どもの居場所づくり推進事業	地域の大人が地域の子どもに対し、食事を中心とする地域における団らんの場や、これに加えて地域の歴史、文化、季節行事、郷土料理、遊び等とその地域において伝承されている文化を、地域の大人たちから教わり体験する生活体験を提供する取組みに対し交付金を支給	継続	83.3%	こども福祉課
重点	1-ア		公民館での学習機会の提供	公民館で実施している様々な講座を通じ、人権や自殺予防等に関する学習機会のほか、人とのつながりや居場所を提供	継続	35地区	生涯学習課
	1-ア		松本版コミュニティスクール事業	学校、家庭及び地域の連携、協働により、地域と学校が一体となって子どもを守り育てる取組みとして、コミュニティスクール事業を実施	継続	35地区	生涯学習課
	1-ア		地域支援者と地区担当職員の連携支援	安心して暮らせる地域づくりの実現に向け、学習機会や懇談会を通じて連携強化を支援	継続	35地区	生涯学習課
重点	1-ア		自主運動サークル支援事業	介護予防（身体、こころ、栄養、口腔機能など）を目的に、週1回実施する自主運動サークルの立ち上げを支援し、住民主体の通いの場を創出する。	継続	137か所	健康づくり課

1-イ 気づき・見守りができる人材の育成

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	1-イ		地域支援者や教職員等への研修	民生・児童委員、町会長、町内役員等の地域支援者、教職員等へ、こころの健康や自殺に関する正しい知識等についての理解を深めるための研修を開催	継続	35地区 1,887人	健康づくり課

2 教育・啓発の推進

2-ア 市民に向けた正しい知識の教育・啓発

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	2-ア		相談窓口の案内・情報提供	地域づくりセンターで、様々な相談窓口の案内・情報提供	継続	35地区	地域づくり支援課
重点	2-ア		広報、ラジオ、テレビ、インターネット、SNS等を通じた広報活動の実施	市民一人ひとりが、こころの健康や自殺・精神疾患等について、正しく理解し、互いに見守り支え合える地域づくりができるよう、広報まつもと、ホームページ、広報番組等を通じた啓発を実施	継続	(1)広報紙特集 1回 (2)ラジオ 1回 (3)公式SNS 1回 (4)市HPでの啓発	秘書広報室 健康づくり課
	2-ア		自殺予防啓発用のティッシュ・パンフレット等の作成、配布	自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等に合わせ、啓発用ポケットティッシュやパンフレットを作成し配布	継続	街頭キャンペーンの実施(3月) 各種事業等で配布	健康づくり課
	2-ア		図書館でのテーマ展示	自殺対策強化月間(3月)に合わせ、こころの健康等に関する書籍紹介やパンフレット等を配布	継続	実施	健康づくり課

2-イ 子ども世代への教育・普及啓発の強化

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	2-イ		小・中学生への教育・啓発	「こころの鈴通信」の定期発行や、パンフレット・リーフレット等の配布による、全ての児童生徒への相談先の周知	継続	82.3%	こども育成課
	2-イ		学校でのこころの教育	全小中学校の道德の授業で、生命尊重や自己理解の心を養う授業を実施	継続	全校	学校教育課
	2-イ		学校でのいじめ防止の取組み	「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、市内いじめの状況を報告し、協議	継続	全校	学校教育課
重点	2-イ		小・中学校への教育・啓発	思春期の子どもに対し、子ども自身ができる対処法や、大人へ相談することの重要性について、リーフレット等を作成・配布し、周知啓発する。 ・小学4年生とその保護者へ、相談窓口啓発用絆創膏セットとリーフレットを作成し、配布。 ・中学2年生とその保護者へのパンフレットとリーフレットを作成し、配布。 ・中学3年生と高校3年生には食育の卒業応援レシビ集に記事を掲載	継続	小4とその保護者各2,081部 中2とその保護者各2,319部 中3 2,436部 高3 13校にURLを送付 (公立7校私立6校)	健康づくり課
重点	2-イ		保護者・教員向け研修会	小・中学生への出前講座に合わせ、SOSの受け止め方について学ぶための研修会の実施 ・子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAP)を用いたSOSの出し方に関する教育の出前講座を実施するもの ・保健師による出前講座(SOSの出し方に関する教育:中学生対象)	継続	[CAP] 小中学校 3校7講座 (内訳) こども3回103人、大人4回108人 (保健師) 中学校6校 計10回 延442人	健康づくり課
重点	2-イ		高校・大学等と連携した教育啓発	高校、大学、短期大学、専門学校等と連携し、こころの健康やSOSの出し方に関する出前講座、相談窓口の周知啓発を実施	継続	3回	健康づくり課
	2-イ		エイズ・HIV等性感染症予防啓発出前講座	エイズや性感染症予防の正しい知識及び患者、感染者への理解を深めるため、命の大切さ、尊厳、妊娠・出産、性の多様性等について学べるよう、学校、各種団体等と連携を図り、出前講座を開催	継続	102回 6,805人	健康づくり課

2-ウ 働き盛り世代に向けた普及啓発

重点	2-ウ		健康経営の普及啓発	企業・経営者に健康づくりを経営課題として捉え、長時間労働の防止やハラスメント対策を含む、心身ともに元気な職場づくりに取り組んでもらうよう啓発	継続	86社	商工課
重点	2-ウ		ワークライフバランス推進事業	仕事と家庭の両立可能な就業環境を整えるためのセミナー開催	継続	1回	商工課

2-エ 子育て世代に向けた普及啓発

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	2-エ		子育てガイドブックの配布	子育てに関する情報をまとめた冊子を作成し、妊娠届出時等に配布	継続	7,000刷発行	こども育成課
	2-エ		相談窓口及び育児支援情報の周知	子育てコミュニティサイト「はぐまつ」により子育て世代の交流を促進するとともに、各種相談窓口や育児支援情報を周知	継続	サイトアクセス数27,319件	こども育成課

	2-エ		オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	児童虐待を防止するため、秋のこどもまんなか月間にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンとしてリーフレットや啓発用グッズを配布し、講演会等を開催するとともに、懸垂幕・横断幕の掲示や広報等で啓発	継続	R6年11月に市役所本庁舎及び松本駅に、懸垂幕・横断幕を掲示 松本市民祭歩行者天国にて、啓発活動実施	こども福祉課
	2-エ		妊娠期の支援のための動画配信	妊娠期から母性・父性を育み、子育ての不安を軽減するための情報提供	新規	5種類 1,396回	健康づくり課

3 相談・支援体制の充実

3-ア 支援に関する情報の集約と積極的な発信

重点施策	事業区分1	事業区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	3-ア		ICTを活用した7か所対策	検索連動型広告やプッシュ型の情報発信など、ICTを活用し、支援を必要としている人へ相談窓口などの支援情報を届け、支援につなげる。	継続	クリック率 9.92%	健康づくり課

3-イ 子ども・子育て世代に対する相談支援の充実

重点施策	事業区分1	事業区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	3-イ	3-ウ	子ども子育て安心ルーム	妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制を強化するため、こどもプラザに子育てコンシェルジュを、健康づくり課に母子保健コーディネーターを、育児課に保育コンシェルジュをそれぞれ配置し、妊娠期から子育て期まで、連携した切れ目のない支援を実施	継続	年間延べ相談件数 4,812件	こども育成課
	3-イ		子育て相談・交流・学習の場の提供事業	地域子育て支援センター(市内4か所のこどもプラザ)で、子育て相談、交流、学習の場を提供	継続	講座234回、参加者3,601組	こども育成課
重点	3-イ	3-ウ	子どもの権利侵害等に関する相談「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもや子どもに関わる大人からの相談	継続	延べ相談件数473件	こども育成課
				学習会・出張相談		児童センター8館	こども育成課
		3-サ		研修、事例検討		関係機関研修出席:19回 内部研修、事例検討:21回	こども育成課
	3-イ		家庭児童相談事業	児童の全般的な相談(虐待対応含む)	継続	684	こども福祉課
重点	3-イ		こんにちは赤ちゃん事業	生後4カ月までの乳児がいる全家庭に、民生児童委員、主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供し、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、育児不安の強い人や産後うつ等の危険性が高い人を支援へつなぐ	継続	100%	こども福祉課
	3-イ		ひとり親相談事業	総合的な相談に応じ、自立に必要な指導、助言、制度利用促進の情報提供	継続	442	こども福祉課
	3-イ		教育相談	学校生活全般の相談	継続	統計なし	学校教育課
	3-イ		就学相談	就学、不登校等に関する相談	継続	統計なし	学校教育課
	3-イ		スクールソーシャルワーカー等による支援体制の整備	不登校、いじめ、学級・学習不適應などに関する相談及び支援	継続	全校	学校教育課
	3-イ		いじめ・体罰等の実態調査、個別支援	市内全小中学校で2か月に1回実態調査を実施し、児童生徒の悩み等の早期発見、早期対応に努める	継続	全校	学校教育課
重点	3-イ		母子健康手帳交付事業	妊娠届出の際に母子健康手帳を交付し、交付時に保健師が各種サービスの案内や相談支援を実施		1,367	健康づくり課
	3-イ		妊産婦・新生児訪問事業	第1子とその母及び希望する妊産婦の家庭に、心身ともに健全な生活を支援するため、助産師、保健師等の専門職が訪問支援を実施	継続	延べ2,968人	健康づくり課
重点	3-イ		産後ケア事業	出産後の体調不良や育児不安等で支援が必要な母に対し、親子の新生活が安心してスタートできるよう、医療機関等での相談・支援を実施	継続	86.1%	健康づくり課
重点	3-イ		育児ママヘルプサービス事業	核家族等で育児協力が得られず育児等が不安な方に対し、助産師等を派遣し、育児援助や相談支援を行う	継続	81.0%	健康づくり課
	3-イ		乳幼児健診事業	4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児への医師の診察、成長発達の確認等と、保護者への育児相談	継続	[受診率] 4か月児:96.8% 10か月児:95.7% 1歳6か月児:97.2% 3歳児:99.4%	健康づくり課

	3-イ		心理相談「にこにこ相談」	子どもの問題行動や子どもとの関わり方等育児に関する悩みや不安について、解決の方向に導き、安心して子育てができるよう、臨床心理士及び公認心理師等が行う相談	継続	27回 実33人 延べ41人	健康づくり課
--	-----	--	--------------	--	----	----------------------	--------

3-ウ 青少年に対する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	3-ウ		青少年の全般的な相談	学校、問題行動、家庭、心身等の青少年にかかわる相談に対応するとともに、必要時に関係機関へつなげる相談	継続	延べ相談件数4件	こども育成課
重点	3-ウ		青少年の心や体の相談「まちかど保健室」	心や体に不安を抱える中高生や保護者からの相談	継続	延べ相談件数49件	こども育成課
重点	3-ウ		若者お悩み相談室	15歳から35歳未満までの青少年を対象に、職業生活や人生問題及び進路問題等の相談に、産業カウンセラー等が対応	継続	6	若者参画課 (青少年ホーム)

3-エ 働き盛り世代に対する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	3-エ		勤労者心の健康相談事業	仕事や職場の強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員（産業カウンセラー・心理相談員等）が行う相談	継続	118件	商工課
重点	3-エ		職業・労働相談	労働者の労働条件、就業、生活に関する相談に対し、専任の相談員が行う相談	継続	154件	商工課
重点	3-エ		若者職業なんでも相談	自分に適している仕事が見つからない、やりたいことが分からない等の若年者の悩みについてキャリアカウンセラー等が行う相談	継続	82件	商工課

3-オ 高齢者に対する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-オ		高齢者の総合相談事業	介護保険に関すること（要介護認定・サービス）、介護の相談・生活支援に関すること、高齢者虐待などの高齢者に関する全般的な相談	継続	32,221件	高齢福祉課
	3-オ	3-カ	介護110番	介護相談専門電話として、介護に関する悩みなどに対応する相談	継続	61件	高齢福祉課
	3-オ		認知症思いやり相談	認知症サポート医と認知症地域支援推進員による相談	継続	年6回17件	高齢福祉課

3-カ 健康に関する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-カ		生活保護相談	生活費及び医療費に窮する際の生活保護及び就労に関する相談	継続	702件	生活福祉課
	3-カ		酒害等の嗜癖に関する相談	アルコール、薬物等の嗜癖に関する専門医の相談	継続	上記に含む	保健予防課
	3-カ		エイズ・性感染症相談	HIV・性感染症に関する相談及び検査	継続	電話：162名 来所：176名	保健予防課
	3-カ		難病相談	難病療養に関する相談・指導・支援等	継続	相談：62名	保健予防課
重点	3-カ		自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」	自殺企図・自殺念慮に追い込まれた方の様々な不安、生活上の悩みに対し、専門相談員が必要な支援につなげるよう電話及び面接により行う相談	継続	実人数100人 延べ人数1,412人	健康づくり課
	3-カ		こころの相談	こころの病気が疑われる方（産後うつ、高齢者・壮中年うつ病、認知症、ひきこもり等を含む。）及びその家族等に対し、精神科医師が、診断と治療の見極め等、助言・指導を行う相談	継続	8回 実16人	健康づくり課
	3-カ		育児・健康相談	妊婦及び乳幼児から高齢者まで、健康や育児等に関わる悩みに対し、保健師が行う相談	継続	21,439人	健康づくり課
	3-カ		栄養相談	栄養に関する悩みに対し、管理栄養士が行う相談	継続	2,346人	健康づくり課
	3-カ		歯科相談	歯科に関する悩みに対し、歯科衛生士が行う相談	継続	1,197人	健康づくり課
	3-カ		訪問指導事業	保健・福祉等様々な分野の地区担当者が連携しながら、自宅、居場所等へ訪問の相談を実施	継続	1,427人	健康づくり課

3-キ 生活全般に関する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-キ		地区窓口相談	地区の身近な窓口として、相談を専門部署につなげる	継続	35地区	地域づくり支援課
	3-キ		福祉ひろばにおける相談	福祉ひろば職員が受けた相談を専門部署へつなぐ他、ひろば事業等で専門職が相談を受ける機会を設ける	継続	相談の実施	地域づくり支援課
	3-キ		プラチナ世代相談窓口「とまり木」	今まで培ってきた知識や経験・技能を生かして社会参加したいと思っている、プラチナ世代に、ボランティアや市民活動、公的活動などの案内を始め、希望の活動先の紹介等情報を提供	継続	253人	地域づくり支援課
	3-キ		一般相談	複雑化する市民生活の悩み事に寄り添い、課題の解決に向けて庁内・関係専門機関等につなぐ「総合的な第一相談窓口」	継続	2,619件	市民相談課
	3-キ		専門相談	相続、登記、遺言、税金等の悩み事について、弁護士・司法書士・税理士・公証人等の専門家が助言	継続	710件	市民相談課
	3-キ		消費生活相談	日常生活の中での商品・サービスの契約トラブル、悪質商法等の相談について、消費生活相談員が解決に向けた助言やあっせん、情報提供を実施	継続	1,118件	市民相談課
	3-キ		多重債務相談	借金問題の解決に向けて相談を受け、必要に応じて弁護士又は司法書士による相談を案内するほか、無料弁護士相談会を実施	継続	2回	市民相談課
	3-キ		こころと生き方の相談	家庭、職場、健康問題等からくるストレス・精神的な問題について、カウンセラー、公認心理師等が行う相談	継続	電話相談 161件 面談相談 179件	人権共生課
重点	3-キ		生活・就労相談「まいさほ松本」	経済的困窮や社会的孤立の状態にある相談者へ、関係機関と連携した伴走型支援を継続的に提供	継続	580人	生活福祉課
	3-キ		成年後見制度相談会	制度に関して司法書士が対応する相談	継続	年6回22件	高齢福祉課
	3-キ		中小企業経営者への経営支援	中小企業経営者を対象とした各種支援制度の相談・紹介に加え、商工団体主催の経営改善セミナー等に関する情報提供を行うなど、経営力の向上を図る	継続	随時情報提供	商工課

3-ク 男性・女性・多様性に関する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-ク		男性電話相談	男性を取り巻く諸問題に関する問い合わせや相談に応じ、関係機関や担当相談窓口へつなげる相談	継続	26件	人権共生課
	3-ク		女性弁護士相談	離婚、DV等の問題を抱えた女性に対する、女性弁護士による相談	継続	90件	人権共生課
	3-ク		にじいろのまち相談	性的指向・性自認に悩む本人と、家族・友人などに対する、セクシュアリティに関する相談	継続	8件	人権共生課
	3-ク		女性相談	離婚、DV等の問題を抱えた女性に対する、女性相談員による相談支援	継続	543	こども福祉課

3-ケ 外国人に関する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-ケ		ポルトガル語相談員の設置	ポルトガル語の相談員を市民相談課内に設置	継続	1,109件	人権共生課
	3-ケ		多文化共生プラザ設置運営	多言語による相談	継続	1,383件	人権共生課

3-コ 障がいに関する相談支援の充実

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-コ		障がい者相談支援事業	障害者総合支援法に関すること（認定・サービス等）。居住、就労、障がい者虐待、病院や施設からの退院・退所に関する相談など、障がい者に関する全般的な相談	継続	実施	障がい福祉課

3-サ 相談担当職員の資質向上と“支援者への支援”

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-サ		職員のメンタルヘルス研修の開催	各階層別研修、各部及び各課で研修会開催	継続	677人	人事課
	3-サ		相談担当者の心のケア	カウンセリングルームの運営	継続	96回	人事課

	3-サ		相談担当者研修会	相談担当職員への定期的な研修の開催と事例を通しての検討会の実施、庁内連絡会議での研修会の開催	継続	相談員12回 庁内職員1回	健康づくり課
--	-----	--	----------	--	----	------------------	--------

3-シ 各種相談窓口との効率的な連携強化

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	3-シ		各種相談窓口との効率的な連携強化	相談窓口のある関係部署から選任されたサポート担当者で構成する「庁内サポートチーム」を中心に、相談窓口の連携を強化し、調整が必要な事例に迅速な対応を行う	継続	実施	健康づくり課

4 関係機関等との連携

4-ア 精神科医療、保健、福祉の連携強化

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	4-ア		精神保健医療、保健、福祉の連携強化	適切な医療へ繋ぐとともに、直面する困難に則した包括的支援を行うため、多様な分野・機関との連携強化を図る。	継続	実施	健康づくり課

4-イ 関係機関・施策等との連携による総合的な対策の推進

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	4-イ		松本人権擁護委員協議会活動支援	松本人権擁護委員協議会への活動支援	継続	-	人権共生課
	4-イ		関係機関・施策等との連携による総合的な対策の推進	生活困窮者自立支援制度、地域共生社会に関する取り組み、子ども貧困対策等自殺予防対策に関する施策や関係機関との連携を強化し、総合的な対策の推進を図る	継続	実施	健康づくり課

4-ウ 各種統計情報等の分析と課題の共有

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	4-ウ		各種統計情報等の分析と課題の共有	各種統計情報を幅広く収集し、分析を行い、抽出した課題を県警機関等と共有して施策へ展開する	継続	実施	健康づくり課

5 自殺未遂者、自死遺族等への支援

5-ア 自殺未遂者やその家族への支援

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
重点	5-ア		自殺未遂者やその家族への支援	県や救急告示病院・精神科等の医療機関及び消防局等関係機関との連携を図り、当事者・家族等に対し手適切な医療・相談支援ができる体制整備	継続	実施	保健予防課 健康づくり課

5-イ 遺された人への支援

重点 施策	事業 区分1	事業 区分2	事業・取組	内 容	R7年度 継続or新規	R6年度 実績値	担当課
	5-イ		遺された人への支援	自死遺族の会への活動支援	継続	実施	健康づくり課

令和7年度 松本市自殺予防対策事業

1 普及啓発の推進

(1) 啓発

ア ホームページ、LINEでの情報発信

イ FM まつもと

(2) 自殺対策強化月間（3月）街頭キャンペーン

ア 趣旨

こころの健康やいのちの大切さ等、自殺予防に関して市民に広く周知するもの

イ 時期 令和8年3月

ウ 場所 松本駅

エ 配布物 相談窓口を掲載した、ポケットティッシュ

オ 配布者 自殺予防対策推進協議会委員、市職員（庁内連絡会議）

(3) 青少年への教育・啓発

ア 趣旨

心の変化や悩みに対し自身ができる対処法や、相談窓口等を知ってもらうため、パンフレット等を配布するもの

また、希望のある学校には保健師等の出前講座を行うもの

イ 対象者および配布物

(ア) 市内小学4年生：相談窓口啓発用絆創膏と保護者向けリーフレット配布

(イ) 市内中学2年生：協議会で作成した思春期向け啓発パンフレット及び保護者向けリーフレット配布

(ウ) 市立中学3年生および高校3年生：新生活応援レシピ集へコラム掲載
(高校3年生には紙配布ではなく、URLを高校に配信)

(エ) 短大・大学等

ステッカーを作成し、相談の窓口を周知

ウ 配布方法

市保健師が、出前講座時または学校を通じて配布

(4) 検索連動型広告

ア 趣旨

自殺率の高い子どもや若者・働き盛り世代に、相談窓口の啓発及び相談を促すため、ICTを活用し、相談支援先の情報を積極的に届けるもの

イ 対象

市内で自殺に関する語句を検索する子どもや若者・働き盛り世代等

ウ 内容

パソコンやスマホの検索エンジンで支援内容に関連する語句（例：死にたいなど）を検索したときに、相談窓口の広告を表示し、広告をクリックすることで市の関連する相談窓口等を表示する仕組み

(5) 図書館でのテーマ展示（令和8年3月）

自殺対策推進月間にあわせ、市内図書館において、関係図書の紹介や啓発資料を掲示するもの

(6) その他

自殺予防対策推進協議会構成団体における周知・啓発

2 相談・支援体制の充実

- (1) 自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」
時間 平日午前9時～午後5時15分
- (2) 毎月のカンファレンスで情報共有、ケース検討

3 気づき・見守る地域づくり（地域支援者養成講座）

- (1) 趣旨
身近な人の悩みやうつ病の症状に気づき、専門家や地区担当職員につなげ・見守ることができるよう人材の育成を行うとともに、こころの健康や、相談窓口等の普及啓発を行うもの
- (2) 対象者
市内35地区 民生児童委員・町会長等
- (3) 方法
地区担当保健師が、地区の会議等を活用し情報提供を行う

4 小中学校への自殺予防出前講座（SOSの出し方に関する教育）

- (1) 趣旨
児童・生徒が「かけがえのない個人」として、尊重し合いながら生きる意識を醸成し、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合にSOSを出し相談できるようになることおよび身近な大人が適切な対応をとれるように知識とスキルを身に付けるもの
- (2) 対象
小中学校の児童・生徒及び保護者、教員、地域支援者
- (3) 内容
ア CAPプログラム「子ども・大人ワークショップ」を用いた出前講座
イ 保健師による「SOSの出し方に関する教育」出前講座

5 自殺予防対策研修会の開催

庁内関係課職員及び相談担当者向けに研修会を実施（自殺未遂者支援等）

6 ゲートキーパー研修

市民向けの研修を検討中（秋頃）

7 自殺未遂者への支援

松本市民で信大病院に自殺未遂で運ばれた入院患者のうち、支援の同意が得られた患者に対し支援していく事業（保健予防課主管）

8 関係機関・団体との連携

- (1) 松本市自殺予防対策推進協議会の開催
- (2) 精神保健関係機関連絡会への参加

9 自死遺族等への支援

自死遺族の会の自主活動に対し、開催場の確保等の支援を行うもの

10 その他

ひきこもり支援（家族教室、家族会等）

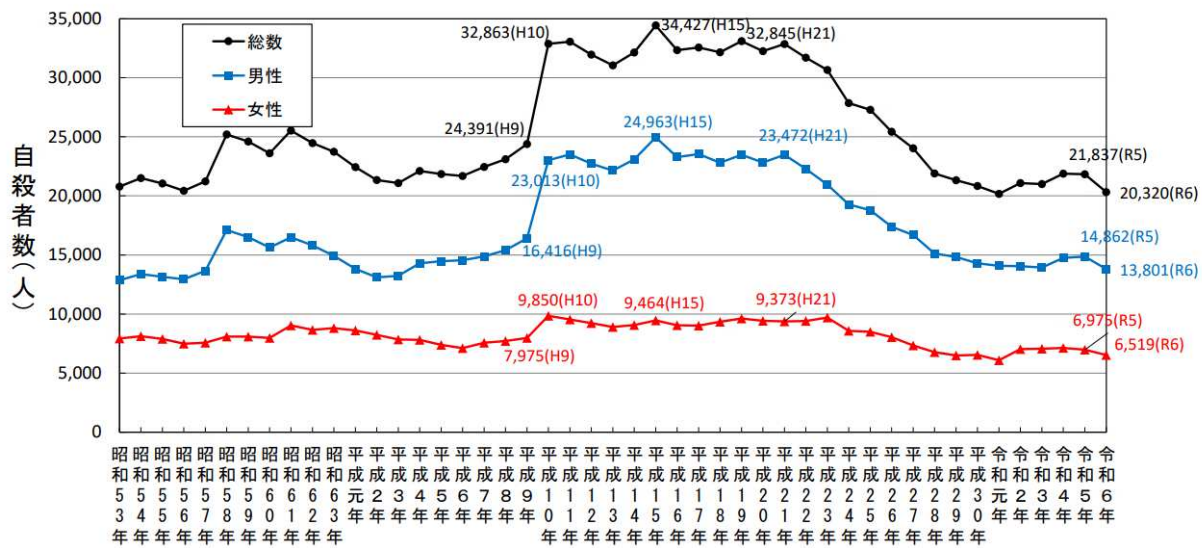
長野県の自殺対策について

令和7年7月30日
令和7年度 自殺予防対策推進協議会

長野県の自殺の現状

全国の自殺者数の推移

○令和6年の自殺者数は20,320人で、前年と比べ1,517人減少し、統計開始以降2番目に少ない数値となった。
○男女ともに減少しており、男性は3年ぶりの減少、女性は2年連続の減少となった。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍である。

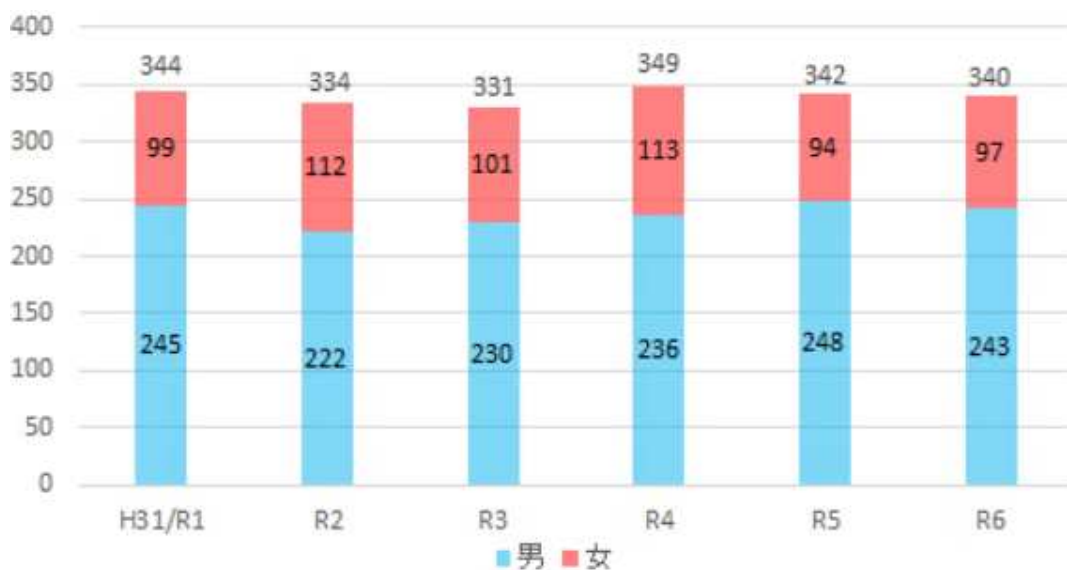


資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

引用：警察庁 自殺統計

3

長野県の自殺者数の推移



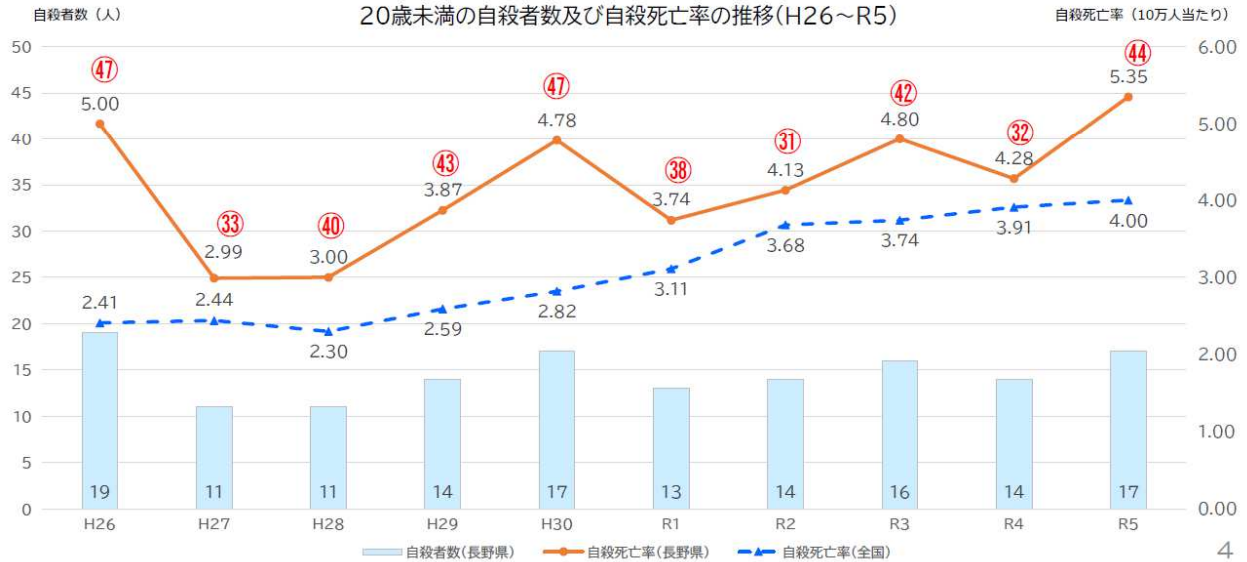
厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(住居地・自殺日ベース)より

長野県の自殺の現状（20歳未満）

出典：人口動態統計（厚生労働省）

20歳未満（単年の推移）

- ☞ R5年の自殺死亡率は、全国では微増傾向にあるが、長野県では1.07ポイントの増となった。
- ☞ 自殺死亡率の全国順位は令和4年は前年の32位から44位となっている。（○数字：全国低い方からの順位）



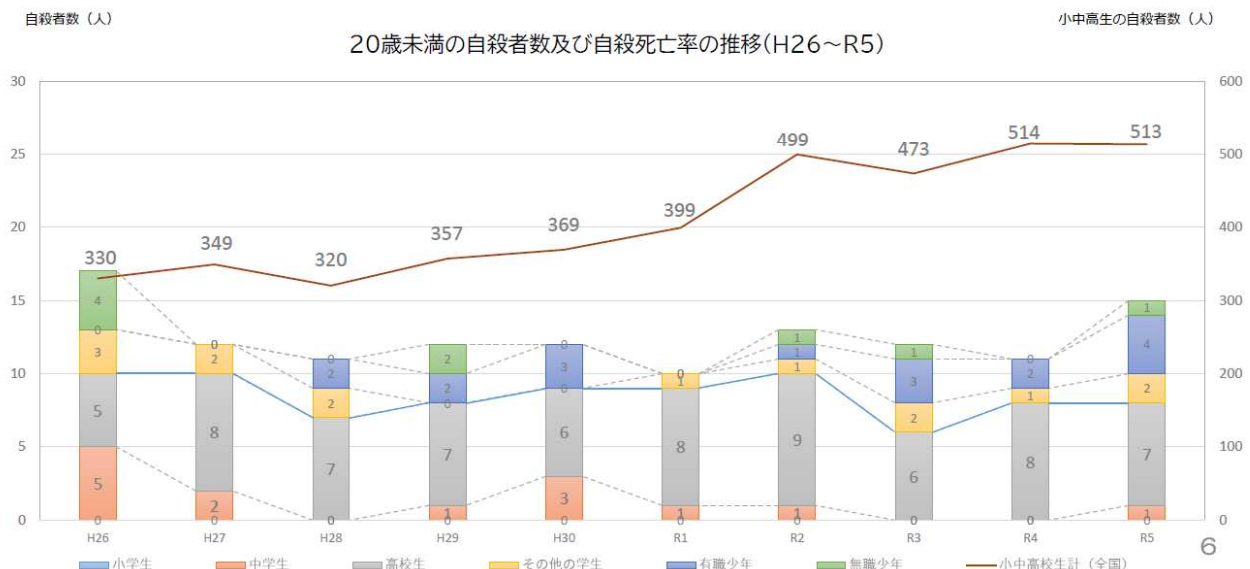
長野県健康福祉部疾病・感染症対策課作成

長野県の自殺の現状（20歳未満）

出典：少年非行の概況（長野県警、発見日・発見地ベース）
警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

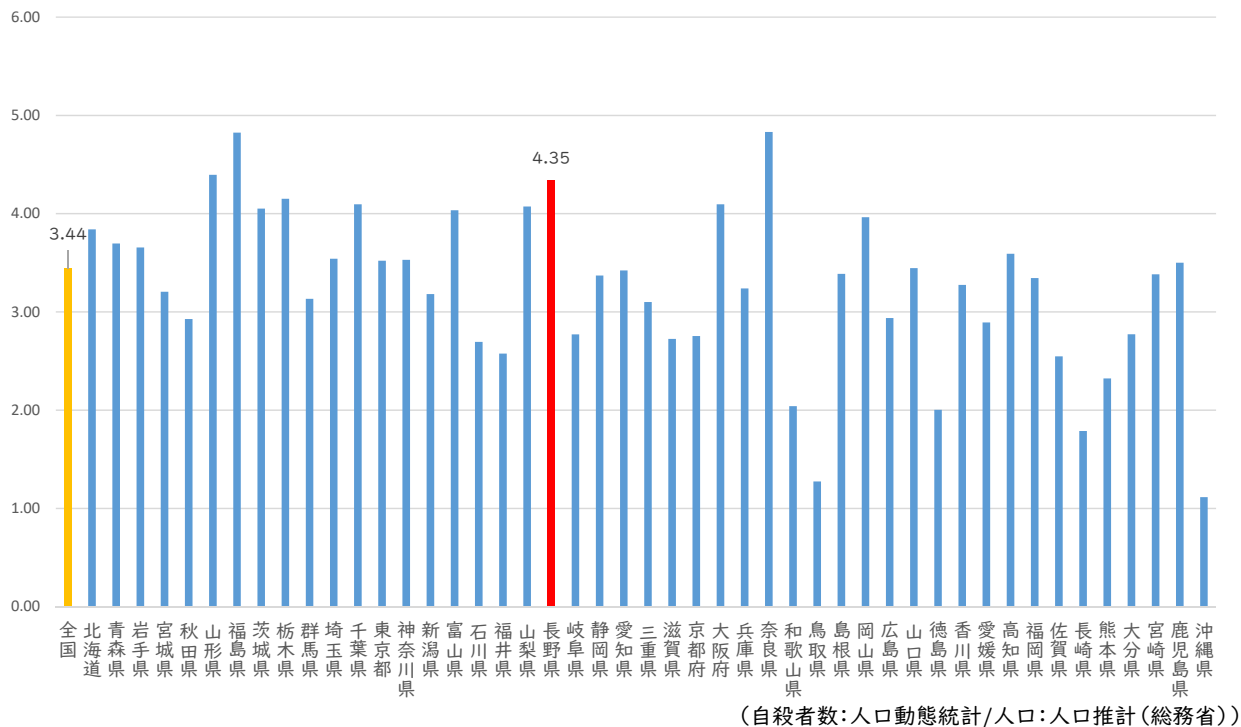
20歳未満（職業区分別）

- ☞ 全国においては、小中高校生の自殺者数がR4年に514人（出典：（発見日・発見地））と過去最多となったが、R5年も513人となるなど、増加傾向にある。
- ☞ 本県では、小中高生の自殺者数は横ばい傾向にある。



長野県健康福祉部疾病・感染症対策課作成

都道府県別未成年者（20歳未満）の自殺死亡率の比較 （H30～R4平均）



長野県健康福祉部疾病・感染症対策課作成

第4次長野県自殺対策推進計画

第4次長野県自殺対策推進計画 ～「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して～ 【計画期間】令和5年度(2023年度)～ 令和9年度(2027年度)【5年間】			
数値目標	○自殺死亡率(人口10万対) 12.2以下 ・国目標 13.0以下(R8) ○20歳未満の自殺 ゼロ	施策の体系	基本方針 基本施策 【自殺対策の基盤的な取組】 低自殺のリスク高 重点施策 【自殺ハイリスク層に焦点を絞った取組】 様々な生きる支援関連施策 【県事業の様々な分野における生きることの包括的な支援の取組】
基本方針	○「生きることの包括的な支援」としての対策 ・自殺はその多くが追い込まれた末の死である ・その多くが防ぐことができる社会的な問題である ○関連施策との有機的な連携を強化した全庁的取組 ・生活困窮者自立支援制度、孤独・孤立対策、子どもへの支援策、 地域共生社会の実現に向けた取組、発達障がい等障がい者支援施策等 ○対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 ・事前対応・危機対応・事後対応		○実践と啓発を両輪とする対策 ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成 ○関係者及び県民の役割の明確化とその連携・協働・共創 ・行政機関、関係団体、民間団体、企業、県民等 新自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮 新新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮
基本施策	○市町村等への支援強化と地域のネットワーク構築 ・市町村や関係機関への支援と連携 ○自殺対策を支える人材の育成 ・早期発見のためのゲートキーパーの養成 ・自殺対策に関する人材の確保と資質の向上 ○自殺対策に関する情報提供・理解促進 ・自殺対策の適切な情報提供と理解促進 ・適切な自殺報道の促進 ○生きる支援に関する県事業の推進 ・様々な背景を持つ人への「生きる支援」 ○効果の進捗確認	重点施策	拡子ども ○子どもたちが生き生きと暮らすための支援 ・子どもの居場所づくり ・子どもたちの生きる力を高めるための支援 ○自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築 ・自殺のリスクが高まることを予防する取組 ・自殺のリスクが高い子どもへの危機介入 等 ○生活困窮者 ○生活困窮者を支える仕組みの構築 ・地域の支援者とのネットワークの構築 ・生活困窮に関する相談の実施 等
様々な生きる支援関連施策		○あらゆる分野での広報・啓発の強化 ○調査・分析結果の活用 ○既存の生きることの包括的な支援の継続 ○その他、様々な「生きる支援」との連動	

9

9

令和7年度 自殺対策の主な事業(長野県健康福祉部)

自殺リスク	低	リスクの抑制 OSOSの出し方に関する教育 自らの悩みを適切に表現できるための教育を実施 ○街頭啓発	生きる促進要因 ○若者との共創によるワークショップ 県内中高生・大学生等を対象に、効果的な自殺対策等を考えるワークショップを開催:1回(南信地区) ○関係者研修会 自殺予防のための各種関係者研修会
		リスクの察知・相談 ORAMPS 自殺のリスクを評価:モデル校 ○リスティング広告 ネットで検索された悩みに応じた相談窓口を表示 ○いのちの電話相談支援事業 (社福)長野いのちの電話の電話相談事業への支援 ○こころの健康相談統一ダイヤル 精神保健福祉センターにて自殺に関する相談を受け付ける	
	高	リスクへの支援 ○子どもの自殺危機対応チーム 多職種の専門家で構成された、地区チーム(県内4地区)とコアチームによる支援者支援。 より迅速効果的な支援のため、地区チーム主体体制に強化 ○自殺未遂者支援のためのネットワーク構築の検討 救急搬送された自殺未遂者を、精神科医療や地域の支援機関に繋ぐネットワーク構築を検討	

自殺対策基本法の改正

11

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

- 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)**
 - 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
 - こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記
- 2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加**
 - こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
 - 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)
- 3. 基本的施策の拡充**
 - 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
 - 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
 - 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
 - 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
 - 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)
- 4. 協議会(第4章)**
 - 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定
- 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)**
 - 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定
- 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)**
 - こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)